

いじめ問題対策に係る各機関・各団体の取組状況について

1 総務部学事課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
<p>○千葉県いじめ重大事態再調査会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 再調査会の担任する事務は、県立学校、私立学校のいじめの重大事態の調査結果についての再調査等となっている。 教育等に関する学識経験者を、再調査の必要性（又は再調査の必要性を再調査会に諮問する必要）が認められる事案発生の都度、委員として任命する。 <p>○スクールカウンセラーの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラーを配置している私立小・中・高等学校に対して補助金を交付し、校内教育相談体制の充実に努めた。令和2年度は私立学校64校に対して35,314千円を交付した。 <p>○ネットパトロールの情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 私立中学校・高等学校に係るネットパトロールの情報について、当該校の管理職に一報を入れ、内容の確認を依頼するとともに、削除依頼を含めた指導を依頼している。 <p>○関係文書の迅速かつ確実な送付</p> <ul style="list-style-type: none"> 文部科学省や県教育庁から発出された、生徒指導やいじめ問題に関する文書を、迅速かつ確実に送付し、学校に適切な対応を依頼している。 <p>○当課に寄せられるいじめに関係する相談等への対応 相談関係機関との迅速な連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 当課に寄せられる保護者等からの関連するトラブル相談等については、その内容を当該校の管理職に確実に伝え、学校における適切な対応を依頼している。 関係機関と連携（対応方法の相談・確認等）しながら、迅速かつ適切な対応に努めている。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
<ul style="list-style-type: none"> 現在のところ、いじめ重大事態の調査結果について、再調査の必要性が認められる事案は発生していない。 スクールカウンセラーの整備・活用をさらに促す必要がある。また、不登校児童生徒支援チーム等関係事業についても周知する。 SNSの書き込み等によるいじめへの対応・予防がより適切なものとなるよう、教職員研修や児童生徒向けの指導を各学校の実情に応じて実施するよう依頼する必要がある。 メールを活用し、関係文書を迅速かつ確実に通知している。 学校の初期対応が不十分であったために、保護者と学校の関係がこじれるケースが見受けられ、未然防止・初期対応の重要性や重大事態ガイドラインに沿った対処の必要性を、引き続き周知・依頼する必要がある。 私立学校の適切な対応を後押しするため、スクールロイヤーの活用をさらに促したい。
③御意見・御提案等

2 健康福祉部健康福祉政策課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
<p>○県内小・中・高等学校等への啓発DVDの貸出し</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度貸出件数 28件（視聴人数5,228名）…いじめ問題以外も含む <p>○人権問題研修会支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度講師紹介実績 4件（受講人数1,395名）…同上 <p>○スポーツ組織と連携・協力した啓発活動</p> <p>【主催：県、県教育委員会、千葉市、千葉地方法務局、千葉県人権擁護委員連合会、千葉県人権啓発活動ネットワーク協議会】</p> <p>令和2年度実績</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ジェフユナイテッド市原・千葉と連携し、スタジアム啓発の実施（啓発グッズの配布等） ・千葉ジェッツふなばしと連携し、いじめゼロ宣言「いじめゼロ みんながみんな 友達だ」のメッセージとともに相談連絡先の周知を図り、いじめ撲滅に向けた取組を実施（ポスターの作成、配付（5, 500枚））
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
<p>（成果）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権週間を中心にいじめをテーマとしたDVDの貸出により、学校等においてDVDを効果的に活用した啓発活動が行われた。 ・講師を紹介することにより、学校等における効果的な研修会・講演会等の実施に繋がった。 ・啓発物品の配付により、子どもの人権相談ダイヤルの周知を図り、いじめ撲滅に向けた取組の実施を図った。 ・ポスター配付先におけるアンケートの結果、「興味を持って見ることができ、連絡先を知るきっかけとなった」等の意見が寄せられた。また、約5割が「今後もポスター配付を積極的に行った方がよい」と答え、「時々行った方がよい」との回答を合わせると9割以上がポスターの配付について好感を持った結果となった。 ・法務省が作成したリーフレットを県立高等学校等へ約500部配付した。（配付日：令和3年6月22日）
③御意見・御提案等

3 健康福祉部児童家庭課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
<p>○児童家庭相談への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童家庭相談への対応（6児童相談所） <p>○関係機関との連携</p> <p>児童虐待相談等、児童相談所に寄せられる児童家庭相談のうち、いじめ問題を含む相談については、学校や教育委員会との十分な連携を図るとともに、必要に応じて医療機関、警察等にも協力を依頼している。</p> <p>○子どもの権利を守るための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども達全員が持っている大切な権利について知ってもらうために、子どもの権利条約をもとに「千葉県子どもの権利ノート」を作成（教育庁と協働作成）し、ホームページで公開している。（無料でダウンロード可） ・児童相談所に保護されたすべての児童に「子どもの権利ノート」「あなたへの大切なお知らせ（葉書）」を配布している。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県児童相談所（千葉県含まず）における要保護児童相談受付件数のうち、主訴がいじめであるものは平成29年度、平成30年度、令和元年度は0件であった。また、いじめを主訴とせずとも、係属のある児童がいじめ問題に関与した際には、学校や市町村と連携して対応している。 ・子どもの権利を守るための取組については引き続き取り組む。
③御意見・御提案等
<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、学校や教育委員会等との連携を密にし、いじめ問題等に対応していきたい。

4 環境生活部県民生活・文化課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
<p>○子ども・若者育成支援事業（子ども・若者のための相談・支援機関ガイド配付）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・困難を有する若者を適切な支援に結び付けるため、ライトハウスちば及び各支援機関を紹介したリーフレット、ポスターを市町村や学校、各種支援機関等に活用や配付を依頼した。 <p>○青少年総合対策本部事業（青少年を健全に育てる運動ポスター配付）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の青少年相談機関を掲載した、本運動を周知するためのポスターを2, 500部作成し、相談機関や教育機関などに対して配布を行った。 ・ホームページによる広報や市町村等を通じた運動の周知に努めた。

<p>○専門的な知見やノウハウ、AI等最新技術を持つネットパトロールに精通した事業者への委託により、県内中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等の生徒の問題のある書き込みの検索・監視している。特に問題があるものについては、教育委員会を通し、各学校に連絡し、書き込みの削除を含めた生徒への指導を依頼した。</p> <p>(令和2年度実施状況：問題のある書き込みをした生徒の総数1,014人、そのうち特に問題のある書き込み142人(184件))</p> <p>○学校等の要請に応じ、児童・生徒、保護者、学校関係者に向けてネットいじめ防止対策の内容を含む、講演を実施するなど、インターネットの適正利用について啓発を図った。(令和2年度実績：31回、参加者4,115名)また、啓発内容をまとめたリーフレットを20,000部作成し、受講者等に配付し、講演で活用した。</p> <p>○青少年非行防止対策事業(非行防止リーフレットの作成・配付)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットいじめを含むインターネットに潜む危険に対する情報が掲載された非行防止リーフレットを小学5年生の保護者63,000部、新中学生の保護者66,000部、新高校生に対して60,000部を作成・配付した。
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍の中ではあったが、240件の面談相談を実施し、子どもや保護者に専門の相談員が悩みを聞き、必要な情報提供や助言ができた。 ・困難を有する若者やその支援者に必要な情報が伝わるよう、効果的な広報・啓発をしていく必要がある。 ・広く関係機関などに対して啓発することができた。 ・支援を求めているより多くの人に周知するため、今後も効果的な広報・啓発をしていく必要がある。 ・関係機関と連携を図り、特に問題のある書き込みを発見した場合、確実に情報提供した。 ・ネットパトロールの事例や県で実施したSNS意識調査結果等身近な事例や予防方法、相談窓口等を講演内容に盛り込むことで、インターネット適正利用について、参加者の意識を高めた。 ・家で過ごす時間、青少年のスマホ所持の低年齢化、フィルタリング利用率を踏まえ、講演対象に応じた講演内容と提示方法を検討する必要がある。また、SNS等における書き込みがどのような場合問題になるかを児童生徒、保護者に十分啓発する必要がある。 ・啓発をさらに充実させるため、青少年がよく利用するSNSにネット広告を掲載する予定。 ・必要に応じ関係機関を含め配付できた。インターネット利用者の低年齢化も踏まえ、インターネットに潜む危険に直面する恐れのある小学5年生の保護者、新中学生の保護者及び新高校生に対し必要な情報が伝わるよう内容を精査し、今後も効果的な広報・啓発をしていく必要がある。
<p>③御意見・御提案等</p>

5 企画管理部教育政策課

<p>①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況</p> <p>○夢気球vol.60(11月号)にLINEを活用したSNS相談窓口(そっと悩みを相談してね～SNS相談@ちば～)が開設していることを掲載した。</p>
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夢気球は、県内の小・中・高・特別支援学校を通し全ての児童生徒の家庭に配付している。また、県内の公共施設である図書館、公民館等にも配布し県民に広く周知を図っている。 ・広報媒体としては、規模が大きく、児童生徒の全家庭に届けるものであり、事業への理解を深める上で効果があったと考える。
<p>③御意見・御提案等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も教育委員会が持っている広報チャンネルを活用して、県のいじめ防止の取組や学校での先進的な取組事例を児童生徒や県民へ周知するよう努めていく。

6 教育振興部生涯学習課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
<ul style="list-style-type: none"> ・学校から発信する家庭教育支援プログラム事業 千葉県ホームページに「学校から発信する家庭教育支援プログラム」を掲載。 小学校編【資料】「いじめ」 いじめ発見チェックリストで、いじめ（している側・されている側）のサインについて、保護者が注意するポイントを掲載。 また、「自分も友達も大切に思える子を育てる」ために、どんな態度で子供に接すればよいかポイントを示している。 ・家庭教育リーフレット 小学生高学年版・中学生版に「いじめをみんなでなくそう」を掲載。 児童生徒課作成の「いじめ防止啓発カード」の文言を載せ、いじめ防止を啓発している。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携をとりながら内容を見直し、随時更新している。各市町村から、当事業のチラシによる各学校への周知、各教育事務所社会教育主事による、学校訪問等での当事業の周知をはかっている。 ・年度末市町村教育委員会をとおして、小学校4年生、中学校1年生に配付。4月の学級懇談会等で直接保護者に渡すように依頼している。 ・リーフレットについて、令和2年度の活用についてアンケートを実施し、各学校に実施の取組実態を把握し改善策を検討。 ・学校から発信する家庭教育支援プログラムについては、活用実態を調査していないため、今後活用実態を把握する必要がある。
③御意見・御提案等

7 教育振興部学習指導課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
<ul style="list-style-type: none"> ○未然防止に向けた心の教育（各学校） <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな人間関係づくりプログラムの実施（令和2年度まで実施、令和3年度以降は児童生徒課が担当） ・道徳教育の推進（いじめを題材とした映像教材の活用等） ○担当する主な関係事業等 <ul style="list-style-type: none"> ・「心の教育推進キャンペーン」の実施 「心の教育啓発ポスター」、県の特色ある道徳教育推進校の道徳教育実践事例集（データCD）「心豊かに」の作成・配付。 ・道徳教育推進教師研修会の実施
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
<ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育実践事例集「心豊かに」で各地域の特色に応じた道徳教育を紹介するなど、道徳教育の推進を図ることで、いじめの未然防止につなげるようにする。 ・県教育委員会作成の映像教材が、更に活用されていくように、県内の公立小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校の研修や学校訪問などの機会を通して、呼び掛けていきたい。
③御意見・御提案等

8 教育振興部児童生徒課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
<ul style="list-style-type: none"> ○未然防止に向けた心の教育（各学校） <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止啓発強化月間の取組

- ・豊かな人間関係づくり実践プログラムの実施（令和3年度より学習指導課から児童生徒課へ移管）
 - ・道徳教育の推進（いじめを題材とした映像教材（DVD）の活用）（学習指導課）
- 担当する主な関係事業等
- ・教育相談体制の充実
 - スクールカウンセラーの配置
 - 令和3年度当初：公立小学校176校、全公立中学校、県立高校89校、教育事務所5カ所（2名ずつ配置）、教育振興部児童生徒課
 - 令和3年度9月以降：年度当初、未配置であった公立小学校466校へ月1回の追加配置
 - スクールソーシャルワーカーの配置
 - 令和3年度当初：小中学校18校、県立高等学校（定時制、アクティブスクール）21校、教育事務所5カ所（1名ずつ配置）
 - 令和3年度9月以降：教育事務所5カ所に2名ずつ計10名増
 - ・情報モラル教育研修への講師派遣（平成28年度～）
 - 情報モラル教育研修や講演の講師を、県立学校30校、市町村立学校を70校に派遣を予定。
 - ※昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、文部科学省の「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」が中止となったことから、他に外部講師の活用可能な関係機関、団体、企業等や情報モラル教育に関する教材が掲載されているホームページを各学校に紹介及び必要に応じて県教育委員会の指導主事を派遣した。今年度についても必要に応じて、県教育委員会の指導主事の派遣を検討していく。
 - ・千葉県いじめ対策調査会（平成26年度～）
 - 7人の委員による有識者会議の開催（いじめの防止等のための対策に関する審議等）
 - ・千葉県いじめ問題対策連絡協議会（平成26年度～）
 - 44機関等による本会議及び13の機関等によるネットいじめ対策専門部会（第1回：令和3年5月26日実施）
 - ・教職員向けいじめ防止指導資料の活用（平成26年度～）
 - ・児童生徒向けいじめ防止啓発カードの配付（平成27年度～）
 - （国公立小・中・義務教育・高等・特別支援学校に配付）
 - ※令和3年度より、配付対象学年を小学3年生、6年生、中学3年生に変更することで、いじめ防止啓発リーフレットの配付対象学年との重複を避け、いじめ啓発を周知する学年を広げた。
 - ・保護者向けいじめ防止啓発リーフレットの配付（平成26年度～）
 - （国公立小学校・義務教育学校及び国公立特別支援学校小学部の新入生保護者に配付）
 - ・児童生徒向けいじめ防止啓発リーフレットの配付（平成26年度～）
 - （国公立小・中学校・義務教育学校及び国公立特別支援学校小・中学部の新入生及び小学4年生に配付）
 - ・教職員版いじめ防止啓発リーフレットの配付（平成30年度）
 - （国公立小・中・義務教育・高等学校及び国公立特別支援学校小・中学部・高等部に配付）
 - ・生徒指導アドバイザーの配置（平成27年度～）
 - 生徒指導アドバイザー（会計年度任用職員（R2～））を8校に配置
 - ・SOSの出し方教育の推進（平成30年度～）
 - 児童生徒への「SOSの出し方教育」について、県独自資料を作成・配付（平成30年7月）
 - 中学校、高等学校向けの指導資料を修正し、DVDを作成・配付（令和元年11月）
 - ・スクールロイヤー活用事業
 - 県弁護士会と協定を結び、弁護士をスクールロイヤーとして推薦してもらい法的助言を求める学校が直接電話や対面、オンラインにより相談できる体制を構築。また、管理職や教職員、児童生徒へ直接スクールロイヤーが講演を行う。
 - ・SNSを活用した相談窓口の設置
 - 「そっと悩みを相談してね～SNS相談@ちば（県内国公立中・高等学校の生徒、特別支援学校の中等部及び高等部生徒を対象にLINEを使った相談窓口を開設している。）」を、令和3年度は4/1～3/31の毎週火曜日、木曜日及び日曜日の17時から21時に実施。また、5/4から5/9、8/26から9/2、1/4か

ら1／7においては毎日実施。

・新型コロナウイルス感染症に係るいじめ防止の取組

令和2年1月30日付け教児生第392号

「新型コロナウイルス感染症拡大により、中国から帰国した児童生徒等への適切な対応について（通知）」

令和2年2月1日付け教児生第394号、教安第1145号

「新型コロナウイルス感染症に係るいじめの防止等について（通知）」

令和2年2月28日付け事務連絡

「新型コロナウイルス感染症に伴う児童生徒課が所管する職員の対応について（通知）」

令和2年3月2日付け教児生第442号

「新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業及び学年末・学年初め休業時の児童生徒の安全確認について（依頼）」

令和2年4月2日付け教児生第7号、教特第10号

「年度始めにおける児童生徒の見守りの徹底について（依頼）」

令和2年4月5日付け教学指第12号、教児生第16号、教職第23号、教安第22号、教体第23号

「新型コロナウイルス感染症に伴う令和2年度学年初めの臨時休校中の教育活動について（通知）」

令和2年5月7日付け教児生第49号

「臨時休校中の児童生徒の心のケアについて（通知）」

令和2年5月27日付け教児生第81号、教特第119号

「学校再開時における児童生徒の心のケア等について（通知）」

令和2年5月27日事務連絡

「新型コロナウイルス感染症対策に関する千葉県スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置について（連絡）」

令和2年5月28日付け教児生第82号、教特第120号

「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について（通知）」

令和2年6月24日付け事務連絡

「学校再開後の児童生徒の出席状況等の調査について（依頼）」

○関係機関との連携

・県警本部、千葉市との担当者連絡会議の開催

・県民生活・文化課、NPO企業教育研究会、県警等との連携によるネットいじめ対応

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

・当課においては、関係事業として様々ないじめ防止等の対策を整備しているが、学校における、効果的な活用に繋がっていない状況もある。引き続き、各種会議、研修等において効果的な活用方法の周知や活用によって好転した事例などを具体的に示し、より効果的ないじめ問題に対する体制づくりに繋がられるよう働きかける必要がある。

・ネットいじめの問題については、特にSNSへの書き込み等は、匿名性が高く、外部から発見することが非常に困難で、学校や保護者が認知したときには事態が深刻化しているものも多い。今後学校においては、未然防止の指導が非常に重要と考えられる。このことから関係機関等と連携し情報モラル教育を充実させたい。

・学校や教職員のいじめ問題への対応力向上に引き続き取り組む必要がある。特にいじめ問題が重大化する原因に不適切な初期対応が影響している事例が多く、また法に則った対応となっていないことから保護者等とのトラブルに発展している事例もあり、校内で統一されたチーム学校としての組織的な取組が非常に重要である。このような校内体制を作り上げるため組織リーダーの育成は必要不可欠であり、今後も研修の充実を努め、リーダーの育成を図る必要がある。

・各学校のいじめ防止基本方針やいじめ対策組織が、より効果的に機能するようPDCAサイクルにより見直しを

図り、学校の実態にあった実効性のあるものにするよう、積極的に指導・助言をしていかなければならない。
 ・学校が重大事態の認知を適切に行い、対応することができるように、改めて研修を行い確認・周知をする必要がある。

③御意見・御提案等

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応が継続しており、児童生徒は長期間様々な制限を強いられていることから、例年以上にストレスを抱え、情緒が不安定な児童生徒がいると思われるため、児童生徒間のトラブルや事故が増加することが予想される。問題行動の未然防止や早期発見をはじめ、同感染症による差別や偏見が生じないよういじめ防止等の取組を徹底するとともに教育相談体制の充実に努める必要がある。
- ・いじめの発見の約8割が本人からの訴えやアンケート調査によるもので、校内の教育相談体制の充実と併せ、今年度、相談日を週3日に増設し、年度内切れ間なく中高生対象に実施するSNS相談を積極的に活用するよう再度、呼びかけていく。
- ・スクールロイヤー活用事業は、学校が法的根拠のもといじめ問題に対応する上で重要な役割を果たしているが、県立学校に比べ、市町村立学校の活用が少ないことから、各教育事務所、市町村教育委員会をとおして再度、周知を行う。
- ・近年、いじめの正確な認知は進んできたが、いじめの重大事態としての認知には一部、課題があり、認知の遅れが事態をより深刻にしまった事例がある。重大事態への対応について、学校や市町村教育委員会に対し、県教育委員会がしっかりと支援する必要がある。
- ・一部の市町でいじめ防止基本方針が策定されていない、いじめ問題に対応するための組織が設置されていないなどの状況にあるため、県教育委員会が支援をしながら体制づくりを促進したい。

9 教育振興部特別支援教育課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

○担当する主な関係事業等

- ・特別支援学校生徒指導主事連絡協議会の開催。
- ・指導主事訪問をとおして、いじめ防止対策の取組状況の確認。
- ・特別支援学校への非常勤講師等の配置。

○関係機関との連携

- ・関係各課と情報共有を行いながら、必要な情報を各特別支援学校に周知。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・特別支援学校生徒指導主事連絡協議会では、①教育庁の各課担当から「生徒指導充実のために」「学校における危機管理」「千葉県の学校人権教育について」の資料を配布。②代表校による実践発表。③各学校作成の「学校いじめ防止基本方針」の確認。④生徒指導上の課題となっているテーマについてグループ協議や情報交換の時間を設定、事例による演習などによる、いじめ防止に向けての喫緊の課題の理解や他校の取組を確認することができた。⑤スクールカウンセラーから心のケアや支援方法について講話。
- ・指導主事訪問を通して、各特別支援学校の「学校いじめ防止基本方針」を確認し、学校の実情に応じた内容となるような指導・助言を行った。
- ・令和2年度は31校に57名の非常勤講師等を配置し、臨床心理士などの専門的な立場から心理的なケアが必要とされる児童生徒へのかかわり方について指導、助言を得て、個に応じた適切な指導支援につなげることができた。
- ・情報モラルについての学習は行っているが、課題としてネットトラブルや性に関する生徒指導上の課題が増加しており、今後も引き続きこうした課題への対応力を高める必要がある。

③御意見・御提案等

- ・いじめ防止対策のために、関係機関から様々な情報提供を得るとともに、連携して対応できる関係を今後も継続し、いじめ問題に取り組んでいくことができるようにする。

- ・「学校いじめ防止基本方針」及びいじめ防止対策のための組織を見直し、実効性の高いものに改善すること、各学校に配付した「教職員向けいじめ防止指導資料集」を有効に活用すること、関係機関等と確実に連携していじめ防止対策に取り組むことを継続して指導していきたい。
- ・情報モラルの学習については、情報の授業はもとより、教育全般を通して行うことが望まれます。その際、外部講師を招聘する等、児童生徒の実態に応じて行うよう指導していきたい。
- ・特別支援学校にも、小中学校や高等学校のようにスクールカウンセラーを配置し、日常的に児童生徒の支援体制を構築する必要がある。

1.0 教育振興部教職員課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
<p>○教員による児童生徒に対するいじめの状況把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度に、県教育委員会が所管する全児童・生徒を対象に、体罰アンケートを実施し、また、平成25年度より、セクハラ実態調査と合わせ、「セクシュアルハラスメント及び体罰に関する実態調査」として実施し、実態把握に努めている。 <p>○児童生徒が相談しやすい環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校に対し、養護教諭やスクールカウンセラー等による相談員の配置及び教育相談箱の設置を指導している。また、令和2年度からセクハラ相談箱の設置を指導している。 ・令和3年5月に児童生徒向けわいせつセクハラ相談窓口を開設し、メールによる相談を受け付けている。 ・児童生徒が相談できる関係機関（子どもと親のサポートセンター、教育庁内各課、24時間子供SOSダイヤル、ライトハウスちば等）について、リーフレットへの掲載、配付を通じて、周知を図っている。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
<ul style="list-style-type: none"> ・本実態調査を実施することで、学校ごとに実態把握及び迅速な解決に結びつくとともに、教職員及び児童・生徒への啓発を図ることができた。 ・令和2年度「セクシュアルハラスメント及び体罰実態調査」の調査結果から、教員1名を懲戒処分とした。
③御意見・御提案等
<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ発生における教職員の対応によっては、懲戒処分の対象となり得ることから、担当課との情報共有及び対応の連携を引き続き行うことが重要である。 ・近年いじめへの教員の対応についての苦情が、当課に寄せられる傾向にある。

1.1 教育振興部学校安全保健課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
<p>○いじめ問題に係る報告の受理（重大事態を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校から正確な情報を収集する。 ・詳細確認後、児童生徒課生徒指導・いじめ対策室との連携を迅速に行うとともに、今後の連絡体制について学校に指示する。 ・いじめの状況（重大事態を含む）に応じて関係課に情報提供をする。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの報告（重大事態を含む）を受けた時は、児童生徒課生徒指導・いじめ対策室と連携を図り情報を共有するとともに、対応の準備を整えた。
③御意見・御提案等
<ul style="list-style-type: none"> ・学校は、長期欠席が続き、いじめの重大事態の対象となる可能性がある児童生徒については、欠席が30日を超える前の段階で、その欠席がいじめによるものなのかを調査、判断するよう努めるとよい。

1.2 教育振興部体育課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
<p>○運動部活動における望ましい人間関係づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全で充実した運動部活動のためのガイドラインを活用した研修会の実施 ・運動部活動指導者講習会や体育主任等研修会で積極的な取組の奨励と注意喚起 <p>○スポーツマンシップ教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JOCと連携したオリンピック教室の実施 ・体育主任等研修会での講演や関係団体との共催による講演会を実施 <p>○運動を通じた仲間づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いきいきちばっ子コンテスト「遊・友スポーツランキングちば」において、仲間と楽しく集団で協力しながら運動に取り組むことにより、好ましい人間関係や社会性を育成する。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
<ul style="list-style-type: none"> ・運動部活動指導者等に対する研修会や講演会で、いじめ防止の取組について取り上げ、指導者としてのいじめ防止の意識を向上させることができた。 ・毎日、多くの時間をかけて行う運動部活動では、部員同士のつながりが深くなり、仲間づくりに大変有効であるが、問題が生じた場合、深刻化することもある。顧問と部員、部員同士がお互いに認め合い、良好な人間関係を構築するとともに、人権意識を育成する必要がある。 ・オリンピック教室等の実施により、スポーツマンシップ教育を充実させることで、公正・公平な態度の育成に有効であった。 ・「遊・友スポーツランキングちば」等で、運動を通して体力の向上だけでなく、良好な人間関係を築くことに効果的であった。
③御意見・御提案等

1.3 千葉県総合教育センター

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
<p>○令和2年度、いじめ防止について取り上げた研修は22事業であり、研修参加者は3,107名であった。具体的には、小・中・高校・特別支援初任研、小・中・特別支援中堅研等キャリアステージに応じた研修に加え、新任校長研、新任教頭研及び教務主任等企画・運営リーダー研修等でいじめに特化した研修を取り入れ、各層で経験に応じた研修の実施に努めた。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、大部分の研修は資料配信等による代替で実施した。研修内容は、いじめへの対応、未然防止、人間関係づくり等である。</p> <p>○学校運営の中核を担うミドルリーダーとしての資質能力を高めるための休日開放事業「中堅リーダーサポート塾」において、今日的課題への対応の研修内容の中で、事例を取り入れたいじめ問題を扱う予定であった。また、メディア教育担当研修でも、初任者研修や教育情報化推進リーダー養成研修、情報教育の最新事情研修で情報モラルについての研修を実施予定であった。どちらも、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、研修中止となった。</p>
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対応の研修参加者のうち前期層（経験1年～10年）の教員の割合は約65%を占めている。研修をとおして、幅広いいじめを見抜く力量を高め、いじめの早期発見に成果を挙げることができている。また、研修後に「組織として対応することや未然防止の大切さがわかった」などの声が多く寄せられ、いじめの未然防止の大切さ、いじめ対応の仕方などの理解へとつながった。今後は、研修成果を校内に周知し、共有していく必要がある。 ・メディア教育でもSNSによるトラブル事例やネットいじめ防止について、計画的に研修に盛り込んでいく必要がある。
③御意見・御提案等

- ・資料配信型の研修ではなく、講義形式と併せて実践事例を中心としたグループ討議や演習等を多く取り入れた研修を取り入れ、研修全体の質の向上を図っていく。特にキャリアステージ充実期にあたる研修参加者には、研修の成果を様々な方法で、現場に生かしてほしい。例えば、学校から保護者や地域に対して「いじめ問題」を発信したり、いじめ防止への取組をチーム学校のリーダーとして組織的にすすめたりするなどである。
- ・メディア教育担当主催の研修は、令和3年度より研修内容を一新し、5つの研修で情報モラルについても取り上げる予定である。研修内容を学校現場で積極的に広めてほしい。

14 千葉県子どもと親のサポートセンター

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

○教育相談事業

- ・児童生徒、保護者、教職員に対し、電話相談、来所相談、Eメール、FAX相談により支援、援助を行ってきた。教育相談の総合窓口として、必要に応じ学校や関係機関と連携し、予防及び早期発見につながるよう、適切な対応を行っている。

○24時間子供SOSダイヤル

- ・児童生徒、保護者や教職員に対し、学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等について、休日、夜間を含めた24時間の電話相談を実施している。平日8時30分から17時15分までは当センターで実施し、その他の時間帯は外部委託している。

○支援事業

- ・所員が学校に訪問し、事例検討会等を行い、教職員の資質力量の向上を図った。教育相談ネットワーク連絡協議会では、事例検討会等を通して地域における効果的な関係機関の連携強化を図っている。
- ・子どもと親のサポートセンターにおいて、不登校の子供に対して、異年齢によるグループ活動により社会性を高める「サポート広場」などを実施し、社会的自立に向けた支援をするとともに、保護者に対しては、発達に即した子供の理解を深め効果的な支援の在り方を考える懇談会やセミナーを開催している。

○研修事業

- ・生徒指導リーダー育成研修、教育相談実践研修、教育相談コーディネーター養成研修、教育相談課題別研修において、いじめ問題をテーマに具体的な講義・演習・事例検討などの研修を実施している。
- ・児童生徒課と協同して、いじめ防止対策研修会及び児童生徒の自殺予防対策研修会を実施している。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・令和2年度のいじめを主訴とする相談件数は、24時間子供SOSダイヤルを含む電話相談が280件、来所による相談が0件、Eメールによる相談が19件、FAX相談が0件であった。令和元年度と比べると電話相談は同数で、来所相談は8件の減少、Eメール相談は9件の増加となっている。電話相談については、県民、保護者、教職員(学校)に対して、「子サポ・フリーダイヤル」「24時間子供SOSダイヤル」が周知されてきていると考えられる。今後もいじめで悩みを抱える県民に対しての心理的サポートを親身になって行っていく必要がある。また、いじめを主訴とする相談について、学校・関係機関とのよりよい連携について今後も検討が必要である。
- ・「学校支援事業」においては、教職員の資質力量の向上に努め、効果を上げている。相談内容として、福祉的な対応や特別支援を必要とする事例が増加している。
- ・子どもと親のサポートセンターで開催する研修事業は、新型コロナウイルス感染防止のため多くの講座が中止となった。動画配信や資料配信による代替研修を行うことができた研修の参加者からは良い評価を得ている。
- ・いじめが起こってから事後対応を学ぶだけではなく、いじめを未然に防ぐことに重きを置いた研修内容やいじめ防止対策推進法を生かす教育相談体制づくりについての研修を実施していく必要がある。

③御意見・御提案等

- ・教職員(学校)を通じて児童生徒、保護者への教育相談事業内容の周知のため、教職員対象の教育相談研修等の際に丁寧な広報活動を行う。
- ・「いじめ」が認められる主訴の相談に対しては、保護者からの話を丁寧に聞き取り、速やかに学校等関係機関と

の連携が取れるように担当相談員と所員との報告・連絡・相談体制を確認・強化していく。関係機関との連携をより推進していく。

- ・問題解決型の研修内容から、開発・予防的な視点での研修を増やし、担当者と講師の打ち合わせを綿密にしながら受講者のニーズにあった研修を企画、運営する。

1.5 千葉県中央児童相談所

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○児童相談所では、育成相談、非行相談などを行っており、必要に応じて学校等と連携して対応している。 ○中央児童相談所では、子ども家庭110番事業を実施し、24時間365日体制で児童虐待をはじめとする電話相談に対応している。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・ここ数年、いじめを主訴とした相談は0件である。 ・虐待等の相談対応の中でいじめの課題が明らかになった際には、関係機関を紹介したり、繋いだりするなどの対応をとっている。
③御意見・御提案等
・いじめの背景に虐待があることも多いとされている。いじめ相談のなかで虐待が分かった際にはすぐ市町村や児童相談所に通告をお願いしたい。 ・関係機関の連携が重要であると考えている。

1.6・1.7 千葉県警察本部生活安全部少年課・同課少年センター

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
・ヤング・テレホン 本部少年センター内にフリーダイヤル回線による相談窓口（ヤング・テレホン）を設置し、主に非行問題や犯罪被害等の悩みや問題を抱える少年や保護者からの電話相談を受理し、適切な助言・指導を行っている。 ・スクール・サポーター制度 スクール・サポーターは、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒を対象とした非行防止や立ち直り支援、学校における児童生徒の安全の確保」などを目的とし、主として、非行問題等を抱える学校からの要請に基づいて派遣し、「教職員に対する生徒指導や健全育成に係る助言」、「学校が実施する学校内外のパトロール活動への支援」など、学校への支援活動を行っている。 ・非行防止教室 非行防止教室は、児童生徒の規範意識の向上や犯罪被害等の未然防止を目的として、小・中・高校生等を対象に学校関係者の理解と協力を得て、少年補導専門員などの警察職員を派遣し、教材を使用して開催している教室であり、いじめ防止を含めた児童生徒の規範意識のより一層の醸成を図っている。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・学校におけるいじめ問題については、教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも行為が犯罪等に該当する場合には、被害児童等や保護者の意向、学校における対応状況を踏まえながら、必要な対応を図っている。
③御意見・御提案等
・いじめ防止に向けた広報啓発や学校からの要請に基づき、スクール・サポーターを派遣するなど、いじめ問題に取り組んでいる関係機関への支援を引き続き行っていきたい。

1.8 千葉県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○ネット安全教室の実施

<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題を始めとしたインターネット・トラブルの現状や問題点、対処法などについて理解させ、ネットリテラシーの向上を図ることを目的とし、児童生徒（小中高）、学生、教職員及び保護者を対象としたネット安全教室を実施した。（令和2年中は、小学生215回、中学生62回、高校生13回、大学生2回、教職員等24回、保護者70回）
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <p>○成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年中、新型コロナウイルス感染症の対策に配慮しつつ、県下全域でネット安全教室を開催し、実際にあったトラブル事例や対応策について、実態に即したわかりやすい解説を行うなど、児童生徒、保護者、教職員等に対し、インターネット上のトラブルを回避するための知識を幅広く周知することができた。 <p>○課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒は、SNSの利用方法等についてある程度の知識を持っているが、危険性の認識、トラブル防止という意識が大きく欠けている。 ・一方で、指導すべき立場の保護者、教職員については、SNSの仕組みやトラブルの実態を十分理解できていないという課題が認められる。
<p>③御意見・御提案等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SNS等の普及により、いじめの潜在化・悪質化が懸念される場所であるが、サイバー空間の安全・安心を確保する部署として、ネット安全教室等を通じた効果的な広報啓発活動を積極的に推進するとともに、今後もいじめ問題に的確に対応していくため、関係機関・団体との情報共有を密にしていきたい。

1.9 千葉市教育委員会

<p>①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況</p> <p>(1) 生徒指導・特別支援教育担当指導主事会議の設置</p> <p>生徒指導・特別支援教育を担当する指導主事等としての資質向上を図り、本市の生徒指導と特別支援教育の推進を目指すために、各課、各所、各センター間で情報交換を行うとともに、その対策について協議する。年間6回開催。</p> <p>(2) 千葉市生徒指導調査委員会の設置</p> <p>教職員の資質や力量向上のため、研修体制の充実及び啓発・指導資料の作成を行っている。</p> <p>(3) 生徒指導特別対策委員会の設置</p> <p>生徒指導上の諸問題について各課、各所、各センター間で情報交換を行い、その対策について協議する。年間9回開催。</p> <p>(4) 千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会の設置</p> <p>いじめの防止等のための対策を行うこと、いじめ等による重大事態における事実関係を明確にし、当該重大事態への対処及び同種の事態の発生の再発防止を図ることを目的として設置している。定例としては年3回開催。</p> <p>(5) いじめ問題対策連絡会の設置</p> <p>学校関係者、警察関係者、関係各課等が、いじめ問題への対策等について情報交換をし、共通理解を図るとともに、連携を図ることを目的として設置している。年間3回開催。</p> <p>(6) 教育相談ダイヤル24の実施</p> <p>いじめ問題等に悩む児童生徒や保護者等がいつでも相談できるように、夜間・休日を含めた24時間の電話相談窓口を開設している。</p> <p>(7) 長期欠席対策担当教育相談員（長欠相談員）による学校訪問の実施</p> <p>各学校の長期欠席児童生徒の状況を調査し、必要に応じて相談を受けたり、学校訪問を通して対応についての指導、援助を直接行ったりしている。</p> <p>(8) スクールカウンセラーの配置と体制の強化</p> <p>全小中高特別支援学校にSCを配置し、児童生徒や保護者等の相談にあたる。また、2区に1人の割合で3名のスーパーバイザーを配置し、緊急時対応及びSCからの相談対応を行っている。R3年度は、小学校と特別支</p>

<p>援学校の配置時間数を増加した。</p> <p>(9) スクールソーシャルワーカーの配置と体制の強化</p> <p>今年度も10名を配置。教育支援課に2名、教育センターと養護教育センター、6校の中学校に1名ずつ配置し、教育委員会で把握しているケースや学校から相談されたケースに対応している。</p> <p>(10) 統括スーパーバイザーの配置</p> <p>平成28年度からSC統括スーパーバイザーを、令和2年度からSSWスーパーバイザーを教育支援課にそれぞれ配置し、SC・SSWの連携を促進し、教育相談体制の充実を図っている。</p> <p>(11) いじめ防止に係る対策</p> <p>「千葉県いじめ防止基本方針」「いじめ対応マニュアル」「学校いじめ防止基本方針策定の手引き」を全市立学校のホームページに掲載し、各学校のいじめ対応への参考にしてもらうとともに、保護者・地域との連携推進に役立てている。</p> <p>(12) LINEアプリを利用した教育相談窓口の開設</p> <p>今年度は名称を「SNS談@ちば」とし、千葉県と合同の事業実施となった。相談機関は、令和3年4月1日から4年3月31日までで、火曜・木曜・日曜の週3回の開設と増えた。</p>
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <p>(1) 国の基本方針の改定に伴い、平成30年3月に「千葉県いじめ防止基本方針」の改定を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「千葉県いじめ防止基本方針」の改定に伴い、「いじめ対応マニュアル」及び「学校いじめ基本方針策定の手引き」も併せて改定を行った。 ・また、これらをホームページ等により、保護者や市民に公開しているが、いじめ防止等に関する理解の促進をより図る必要がある。 <p>(2) 管理職を対象とした悉皆研修を5月に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの初期対応の重要性や組織対応の必要性について改めて周知した。 ・スクールロイヤーを活用し、法的な視点から学校として適切に対応すべきこと等の理解を図った。 <p>(3) 学校におけるいじめの未然防止、組織的な対応、早期解決を促進するため、各学校の要請により、いじめ対応に関する要請訪問を行っている。いじめの定義や認知の正しい理解、適切な対応方法などを、多くの教職員に理解してもらえる機会を増やしていきたい。</p> <p>(4) 不登校対策は本市の喫緊の課題の一つである。会計年度任用職員である長欠相談員が学校訪問の折に各校の不登校対策に助言をするほか、各校の長欠報告を精査し、適宜助言をしていく。</p> <p>(5) SCやSSWの活用、教育相談ダイヤル24やSNS相談の開設など、児童生徒や保護者がいつでも相談できる体制づくり、幅広い相談窓口の構築にさらに努め、相談体制の更なる充実を図りたい。</p>
<p>③御意見・御提案等</p> <p>(1) いじめの認知件数は増えてきたが、認知後に適切な対応が行われるよう教育委員会が各学校の体制づくりを支援していく。</p>

2.0 千葉少年鑑別所

<p>①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校等に対する講演、法教育活動 ・問題行動の背景因としていじめ被害が認められる少年に対する相談活動
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種関係機関等から依頼を受けて実施している講演や法教育において、いじめ加害者・被害者双方にどのような結果をもたらすのか、また、いじめ行為がどういった非行や犯罪に該当しうるのかといったことを説明するなどして、いじめ防止の啓発を行っている。 ・いじめ問題そのもので当所に相談に訪れる者はすくないものの、逸脱行動や学校不適応の裏にいじめ被害が潜んでいる場合が少なくなく、そうしたことを丁寧にアセスメントし、必要に応じた支援を行っている。 ・いじめ問題への関与については学校との連携が不可欠であり、円滑な連携や情報共有のための関係づくりが今後

の課題である。
③御意見・御提案等
<ul style="list-style-type: none"> ・当所に相談に訪れる者の中でいじめ被害・加害を認められたケースについては、学校を始めとする教育機関と積極的に連携を図りたいと考えている。その場合、本人や保護者の同意が前提とはなるが、学校での適応状況等についての情報を提供してもらえるとより詳細なアセスメントを行うことが可能になり、さらに、それを学校にフィードバックをすることで効果的な処遇にもつながると考える。

2.1 千葉地方法務局

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
<p>○啓発活動を通して、未然防止、早期発見の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの人権を守ろう」をテーマに、各種啓発活動に取り組む。 ・いじめの根底には、人権意識の希薄さがあることから、子どもたちに人権尊重の理解を図る。 <p>○担当する主な関係事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの人権110番」 全国共通のフリーダイヤルによる専用相談電話 ・子どもの人権SOSミニレター 全国の小中学校に「子どもの人権SOSミニレター」を配布。レターで寄せられた子どもの悩みに対して人権擁護委員が返信 ・「人権教室」の実施 小中学校において、人権擁護委員が講師となって人権教室を実施 ・全国中学生人権作文コンテスト 中学生が人権をテーマとした作文を書くことにより、人権尊重の理念の浸透を図る（※）。 ・子どもの人権ポスター原画コンテスト 小中学生が人権をテーマにしたポスターを作成することにより、人権尊重の理念の浸透を図る（※）。 <p>※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止</p>
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
<ul style="list-style-type: none"> ・各種啓発活動により、子どもたちが人権尊重の重要性を理解した。 しかしながら、感染症の感染拡大防止のため、県内では人権擁護委員が各学校を訪問すること自体が難しい状況となったため、人権教室の実施回数が減少し、人権教育の機会が減少した。また、SNSを通じたネットいじめの問題に関する人権教室の取組が進んでいない。 ・人権110番の電話相談及びミニレターを通じて、子ども自身がいじめや虐待を申告することがあり、重大な問題の発見及び解決につながっている。特に、ミニレターについては、いつでも子どもの目に触れることができる場所に配置されるよう、学校側に働き掛けていく必要がある。
③御意見・御提案等
<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍が影響し、子どもから寄せられる相談に深刻な内容が増えている。協議会構成機関各署に、対応について問い合わせることもあるので、御協力をお願いしたい。

2.2 千葉保護観察所

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県及び各市町村の後援の元、保護司会等関係団体と連携し、毎年、犯罪予防啓発活動の一環として、「社会を明るくする運動作文コンテスト」を実施している。応募作品には、いじめを題材とする作文も多く、小中学生に対して初発非行の芽ともなるいじめの防止について、啓発につながっている。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度の作文応募総数は、14,324点であった。
③御意見・御提案等

23 千葉県都市教育長協議会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
<p>○未然防止に向けた心の教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・君津市中学校合同生徒会による、いじめ防止に向けた取組 ・道徳教育研修会の実施 ・各学校にて道徳の授業公開の実施 <p>○担当する主な関係事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの早期発見のため、市内共通の「いじめアンケート」を実施（学期1回以上） ・教育相談体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> SNSを活用したいじめ相談窓口「Stop it」の開設（中学生対象） スクールソーシャルワーカー 市雇用1名、県配置1名 スクールカウンセラー 小学校5校、中学校7校配置 ・生徒指導・長欠対策研究協議会の実施 <p>○関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市子ども家庭相談室との連携 ・県教育委員会との連携
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
<ul style="list-style-type: none"> ・中学校合同生徒会での取組を同じ中学校区の小学校へも紹介していくなどして、いじめ防止に向けての意識を高めていく必要がある。今年度は、各中学校生徒会でいじめ防止に向けたキャッチフレーズを作成し、小学校へ広めていく活動を予定している。 ・道徳の授業公開をとおして、保護者や地域に対していじめは許されないということを共有するとともに、学校ホームページをとおして学校での取組について周知をしていく必要がある。
③御意見・御提案等
<ul style="list-style-type: none"> ・道徳の授業をとおして、児童生徒の思いやりの心を育むことができるように、教職員研修の充実を図り効果的な指導が行えるようにしていきたい。 ・児童生徒の不安や悩みが相談できるように、関係機関との連携や情報共有を図っていきたい。 ・いじめ防止に対する取組について、今後も保護者や市民にホームページなどをとおして積極的に情報発信して理解を深めていきたい。

24 千葉県町村教育長協議会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
<p>千葉県教育予算及び人事に関する要望書をとおした千葉県への働きかけ</p> <p>○スクールカウンセラー等配置の更なる拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談内容の複雑・多様化に応じた配置時間の拡大 ・全小学校への配置及び市町村専任の派遣 ・スクールソーシャルワーカーの市町村への配置 <p>○生徒指導上困難な児童生徒への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切に対応できる教員の増員 ・適切に対応する組織を実現する非常勤講師の配置
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
<ul style="list-style-type: none"> ○スクールカウンセラーの配置時間が増えてきているので、今後も要望していく。 ○相談ポストの増設等、相談窓口の周知を図っていく。 ○各町村のいじめ防止に係る取組や事例・事案等の情報交換を継続的に行っていく。

③御意見・御提案等

2.5 千葉県小学校長会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

- 本会の活動重点として、いじめ防止を含む、生徒指導上の問題への対応を掲げ、各学校での取組強化の啓発を行っている。
- 小学校長会主催の研究協議会を毎年開催している。昨年度は「豊かな人間性」の中で道徳教育を、「学校安全」の中で自ら判断・行動できる児童生徒の育成を「健全育成」の分科会では、いじめ不登校における取組を、提案をもとに協議している。
- 各学校では、毎年「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行い、各学校のホームページに掲載し、周知を図っている。
- 各市町村教育委員会との連絡協議会等において、各地区校長が情報交換を行い、さまざまな事例について、小中連携で情報共有を行っている。
- 本会理事会において、いじめ防止月間、虐待防止月間、人権月間等の時期を周知している。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・教員の授業力の向上のため、校長の授業観察や人事評価面接等の機会を活用して指導・助言を今後も行っていく。
- ・各学校において、「学校いじめ防止基本方針」の見直しにより、いじめ防止への意識の高まりがみられる。
- ・認知件数は多いが、適切な対応により、重大な事案に発展することがないよう、校長の適切な対応を今後も図っていく。
- ・校長会議での情報交換を通じ、いろいろな事例対応を学び、会員各学校での対応に役立てている。
- ・幼保小中連携により、過去のいじめの経過や事故の事実を確実に引き継ぐ必要がある。

③御意見・御提案等

- 子どもと向き合う時間の確保のため、学校への文書や調査等の簡素化、縮小、削減を検討していただきたい。
- 今後もSSW・SCの増員を図っていただきたい。
- スクールロイヤーの活用について一層の周知をお願いしたい。

2.6 千葉県中学校長会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

- 学校いじめ防止基本方針等の見直し、修正、改善
 - ・PDCAサイクルで不断の検証をする。
 - ・ホームページ上で公開し、周知を図る。
- 予防の観点
 - ・命の尊さを知り、自己肯定感を高め、他者への理解や思いやり、規範意識、自主性や責任感などの人間性・社会性を育むとともに、道徳教科化を念頭に、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。
 - ・集団の自助力を高める。より良い集団作りを行う。
「いじめゼロ宣言集会」など「いじめ防止」に関する生徒会活動を支援する。
 - ・「SOSの出し方教育」や「人権擁護委員」、「スクールロイヤー」の講演会などを活用し、自己を守る教育を推進する。
 - ・「豊かな人間関係づくりプログラム」を実施し、対人関係構築のための具体的なスキルを高める。
- 早期発見のために
 - ・担任からの気づき（いじめなどに対する兆候）を大切にし、日々の健康観察や生活記録ノートなどから生徒の様子を把握する。
 - ・各種調査（Q-U調査、いじめ実態把握アンケート、生活アンケート等）から得た情報を校内で共有し複数の教員の目で生徒を観察する。

<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談週間（年間3回程度）や生徒指導部会（週1程度）を位置づける。 ・スクールカウンセラーや養護教諭から情報の共有化を図る。 ・相談窓口の周知徹底と相談箱の設置（定期的な確認）。 <p>○早期対応のために</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会や教育相談委員会などを充実・活性化する。 ・担任一人に抱え込まず、学校全体で取り組む組織化を図る。 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭との連携を迅速にし、きめ細かな対応をする。 ・学校いじめ防止基本方針等に沿った対応を図る。 <p>○他との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭や地域（PTA等の組織や育成委員会、自治会、民生児童委員会、1000ヶ所ミニ集会、市町村関係機関等）との連携を図る。 ・保護者からの相談等の対応や外部機関等につなげる時は、迅速・丁寧に行う。 ・小中高の連携を図り、いじめに関する児童・生徒の情報交換や防止・対策を練る。 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用の充実を図る。
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針や防止対策のための指導体制等が整備され、いじめの防止・認知に関する職員の意識の高揚が図られている。 ・SNS等を使ったいじめ対策については、専門機関と連携を図りながら、保護者・生徒への対応策を講じていきたい。 ・スマートフォン等の所持・使用については、保護者の責任・役割を明確化した上で保護者・学校の連携を図っていきたい。また、小中連携を深め、共通認識のもと、同一歩調で児童生徒への指導を進めていきたい。 ・外部機関（サポートセンター、警察本部少年センター、児童相談所、市町村関係機関）等との連絡会で情報交換が密にされ、問題などについての解決策が講じられている。
<p>③御意見・御提案等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校と関係機関との連携が密になり、組織対応が十分に図られている。この組織的、継続的な取組を大切にしていきたい。 ・学校いじめ防止基本方針等については、PDCAサイクルで検証し、より実効性のあるものへと修正を図りたい。 ・生徒の生命の尊厳や生活の安心・安全を守るために最大限の努力をしなければならないことを再確認するとともに、危機管理意識を高めていきたい。 ・スクールカウンセラーの配置時間を増やすとともにスクールソーシャルワーカーの増員を要望する。

2.7 千葉県高等学校校長協会

<p>①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況</p> <p>(1) 生徒指導委員会</p> <p>①未然防止に向けた各校の取組の紹介と支援</p> <p>取組の実施例</p> <p>○生徒へのアンケート調査。</p> <p>生徒の状況を把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年2回前期後期で実施 ・学期1回年3回実施 ・年5回実施（必要に応じて追加実施もある） ・いじめ以外に教育相談のアンケートを実施 ・「学校生活アンケート」という名称でいじめに限らず実施 <p>○生徒面談・・・面談週間等で生徒及び保護者からの情報収集。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年1回から複数回 <p>○新入生に対し、学年集会で校長・生徒指導主事等より「いじめは絶対に許さない」ことの周知。生徒向け「ネットモラル」研修会・講話等の実施。</p> <p>○人権・SNS・デートDV等の内容での講話・職員研修。 年1～2回開催</p>
--

<p>○いじめに関するLHRの実施。 年1～2回開催</p> <p>○職員の生徒観察により早期発見と情報共有に努め未然防止を行う。</p> <p>②委員会における研修及び研究活動 令和2年度千葉県高等学校長協会秋季総会・研究協議会で発表</p> <p>③校長協会他関係団体との連携 (2) 人権教育特別委員会 令和2年9月に「感染症と人権」をテーマに、感染症に起因するいじめの状況、今後懸念されること、対策などについて、本委員会の所属する校長へアンケートを実施し理解を深めている。</p>
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <p>(1) 生徒指導委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果 いじめを把握するために殆どの学校が「アンケート調査」や「個別面談」を活用し、早い段階でいじめを把握・認知して対応している。研修等により、様々な事例の理解と対応を深めることができた。 ・課題 <p>①外部機関との連携と被害・加害双方の保護者対応の難しさが課題である。 ②各校のみならず、地区・全県での情報共有、共通理解が必要である。</p> <p>(2) 人権教育特別委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果 「千葉県いじめ防止対策推進条例」を受け、各校で「いじめ防止対策委員会」が設置され、より組織的に対応できるようになった。 ・課題 性的マイノリティ、外国籍の生徒など新たな人権上の課題も散見しているため、これらの視点も持った取組が必要である。
<p>③御意見・御提案等</p> <p>(1) 生徒指導委員会</p> <p>①いじめ防止基本方針等、基本的な対応は 各学校で整っているといえる。しかし、特別支援教育、問題行動、学習支援等、様々な視点から更に事例を研究する必要があると思われる。</p> <p>②スマホ、SNS等に関する保護者対象の研修会への参加者を増やす等して、研修会をより充実させることが必要である。</p> <p>(2) 人権教育特別委員会 いじめ問題は、生徒の人権上の重大な問題であるため、教職員の人権感覚や人権意識を磨いていくことが、いじめの早期発見や予防に大きく寄与するものとする。</p>

28 千葉県特別支援学校長会

<p>①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況</p> <p>○加盟各校は、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、生徒指導委員会の定期開催や学校生活アンケートの実施など、計画的・組織的にいじめ防止対策に取り組んでいる。</p> <p>○児童生徒課、特別支援教育課等との連携を図り、いじめ問題対策に係る情報共有に努めている。</p>
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <p>○校長研究協議会の場で、いじめ問題対策に係る各校の取組状況や課題に関する情報を共有するとともに、各校の対策改善の参考にしていく。</p> <p>○特別支援学校に在籍する児童生徒の実態の幅が広いことから、子どもたちの思いや行動を的確に理解する方法（アンケート以外の方法等）の検討を続けている。</p>
<p>③御意見・御提案等</p> <p>○引き続き、関係各機関・団体との連携に努めていきたい。</p>

29 千葉県私立小学校協会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
<ul style="list-style-type: none"> 千葉県私立小学校協会に加盟する総ての私立小学校は、それぞれ「いじめ防止基本方針」を明示し、学校全体でいじめ事案に対処する体制を整えている。協会としても校長会議等で、いじめに関する事例の報告やその対処について情報交換を行っている。また教員研修会等の機会を捉え、いじめ問題に対する指導方法等の研鑽を行っている。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
<ul style="list-style-type: none"> 上記の現状につき、当協会として特別に課題として挙げるべきものは無い。
③御意見・御提案等
<ul style="list-style-type: none"> 当協会は県内の私立小学校10校が加盟する小規模な団体である。 年3回学期ごとに校長会議を開催し情報交換を行い、また毎年加盟校輪番で会場校となり、原則加盟校教員全員参加での研修会を行っている。

30 千葉県私立中高等学校協会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
<ul style="list-style-type: none"> 校長会議、初任者教員研修会、私立学校養護教諭研修会、千葉県私立小・中・高等学校保護者会連合会総会などの機会をとらえ、事例発表や基本方針やいじめの防止、早期発見、早期対応等について情報を提供し情報共有を行っている。 各研修会においてはインターネット利用によるいじめ等について講演もいただいたりし対策を行っている。また、県総務部学事課との情報共有を密にして連携しながら、迅速かつ適切な事態の対応に努めている。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
<ul style="list-style-type: none"> 私立学校では創立者の建学の精神の具現化に努め設置者である各学校法人が教育の質の向上と創意工夫に責任を持って取り組んでいる。いじめの防止は最重要課題である。生徒指導がきちんと行われているか否かは外部評価・評判に繋がる。協会としては今後とも適切な対応が行われるよう情報提供・情報共有に努め私立学校の質の向上に繋げたい。
③御意見・御提案等
<ul style="list-style-type: none"> 教員としての果たすべき役割は変わるわけではないが、私立学校と公立学校との間大きな違いがあり、教職員の責任と損害賠償責任の状況であると思う。私学の教員は、何かリスク、重大事態があった場合、損害賠償請求の矢面に教員が立つことになり、また、学校法人が責任を負うことも含まれている。このようなことがあった場合、その学校の生徒募集の状況に反映し、学校の存続をも心配させるリスクの高い状況になるので、各校とも誠心誠意、創意工夫し対処している。スクールカウンセラーはすべての学校に配置されているわけではないので、県や教育委員会にはカウンセラーの人材確保や研修の機会について私立学校にも支援をお願いしたい。

31 千葉県養護教諭会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
<p>○各種研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 全会員を対象とした6月の研修会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ホームページを活用した研修会を実施する予定である。「思春期の精神保健 精神疾患における養護教諭の役割」をテーマとしている。 毎年、夏季休業中に本会会員を対象に実施している夏の希望研修「養護教諭ステップアップセミナー」は、平成19年度から実施しているものである。「学校における被害者支援」、「発達障害への対応」、「ジェンダーを考える」、「難病を抱える生徒への支援」、「命の授業」、「震災に学ぶ」、「ネットとの上手な付き合い方」などをテーマに、弱者や少数派の子ども達への支援について研修を継続し、内容を深めている。講師には、医師、大学教授・准教授、臨床心理士、被災県の教諭・養護教諭、難病体験者などを招き、実例を元に講義をしていただいている。毎年、会員の半数近い750余名が受講している。昨年度は、新型コロナウイルス感染防止のた

<p>め、開催は中止となったが、今年度はハイブリッドでの開催とし「インクルーシブ教育における養護教諭の専門性」「心肺蘇生といのちの授業」というテーマでの講演を予定している。また、研修会終了後に研修報告をまとめ、本会ホームページに掲載している。</p> <p>○各校での取組として、健康相談という形で、個々の児童生徒の抱える悩みについての相談を受け、対応にあたっている。特に、定期的に各学校で行っている「いじめ等に関するアンケート」であがってきた問題については、関係職員と共に早期に具体的な対応策を整え、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、家庭との連携にもつなげている。</p> <p>○各関係機関からいただいた情報を本会のホームページに掲載したり、各地区の理事・委員を通じ、会員へ知らせたりするなど、いじめに対する意識向上に努めている。</p>
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度は、研修会が開催できず、残念であったが、本会としてできる方法で今年度は進めている。ホームページを有効に活用し、会員に周知するとともにホームページを充実させていきたいと考える。 ・養護教諭に相談を求める生徒は、小・中・高校とも少なくなく、保健室における健康相談(教育相談)からの情報発信は、重要な位置を占めていることが多い。本会としては養護教諭自身のカウンセリングの力量を高めるとともに、児童生徒にとっても職員にとっても開かれた保健室となるような経営を個々の養護教諭が常に意識していけるような研修を企画していきたい。
<p>③御意見・御提案等</p>

3.2 千葉県PTA連絡協議会

<p>①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年5回開催される理事会にて県内25の郡市の代表が集まり、その際に都度議論、対策など話し合われる。 ・年に一度研究大会を行っており、ここ最近では分科会のテーマの一つとしてSNSなどによる問題点、いじめなどについてもテーマになり議論される。各地域でも同じように研修会等で話し合いがもたれている。
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域によっていじめの実態や実情が違うことから一概には言えないが、各単位PTAにおいて、学校、地域と連携しいじめ発生の防止に努め、現状把握のための話し合いがもたれている。特に小中学校によるSNSでのいじめが目立っていることから、使用方法なども含め対策を行っている。
<p>③御意見・御提案等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、学校、教育委員会と連携し密な情報交換ができるようにしてほしい。また各家庭にも周知ができるよう努力をしていきたい。

3.3 千葉県高等学校PTA連合会

<p>①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県高等学校PTA連合会としては、事業として活動はしていません。
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、県高等学校PTA連合会としてどのような形で発信していくか検討していきたい。
<p>③御意見・御提案等</p>

3.4 千葉県特別支援学校PTA連合会

<p>①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県特別支援学校PTA連合会は42校(県立・市立・国立含む)の特別支援学校PTA組織の連合会です。本連合会の事業において、直接いじめ問題に対する取組は行っておりません。本連合会は、児童生徒の生涯に通じ
--

た支援を確かなものにするため、諸条件改善のための事業、研修、理解啓発活動を行っています。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・障害の種類を超えて交流を深めることで、障害児・者に関する情報の集約と提供に努めています。
③御意見・御提案等
・いじめ被害にあったとしても、なかなか人に伝えることが難しい児童生徒もおり、各学校で「いじめ防止基本方針」が示されたことは児童生徒の人権を守る上でとても重要なことで有難いです。障害があってもなくても一人ひとりがそれぞれの目標に向かい、日々生き生きと過ごすことができる社会になってほしいと思っています。障害のある人を知ることにより、自己理解、他者理解が深まり共に生きる社会の中で声を掛けること、手を差し伸べること、一緒に歩むことができるようになることを願っています。一人ひとりが様々な経験を通して視野を広げ、多くの人を知ることによって自分とは違う価値観を認められるようになっていけばいじめ問題も少なくなるのではないかと考える次第です。

3.5 千葉県公認心理師協会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○いじめ問題への対応に関する研修・勉強会の実施 ・小中高等学校・特別支援学校などの教職員を対象とした校内研修の講師
○いじめ問題の第三者委員会等の推薦 ・重大事態が発生した際の第三者委員会（いじめ調査委員会等）の委員を会員から推薦 ・いじめ等調査委員をバックアップする体制構築のために、調査委員の役割や留意点についての勉強会の開催 ・市町村のいじめ問題対策連絡協議会等に参加
○当会会員のうち、スクールカウンセラーとして教育現場に勤務する者は、各学校等の状況に応じて、以下の活動を行っている。 ・小中高等学校・特別支援学校における初期対応及びいじめ予防教育 ・いじめの早期発見・早期対応のためのアンケート調査や児童生徒の面接 ・被害児童生徒のカウンセリング、加害生徒の背景理解と対応 ・教職員へのコンサルテーション ・保護者面接（家族関係の調節） ・児童生徒への予防プログラムとしての心理教育
○「千葉スクールカウンセラー研修会」との連携
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・児童生徒のいじめ問題には継続して関わる時間が必要であるが、校内でスクールカウンセラーが関わるには、週1日6時間では、限界がある。限られた時間を有効に活用するためにも、教職員や教育委員会とのより一層の連携を心がけたい。 ・スクールカウンセラーが支援チームの一員として、「学校いじめ対策委員会」等に参加をして、教職員と情報収集・情報共有を行っていききたい。 ・いじめの予防として、ストレス・マネジメントや感情のコントロール、アサーション・トレーニング等の自己調整・自己表現方法を身につけるような心理教育を実施し、いじめ問題の対応のみならず、予防教育を充実させていく必要がある。
③御意見・御提案等
・児童生徒のいじめ問題には継続して関わる時間が必要であるが、校内でスクールカウンセラーが関わるには、週1日6時間では、限界がある。限られた時間を有効に活用するためにも、教職員や教育委員会とのより一層の連携を心がけたい。 ・スクールカウンセラーが支援チームの一員として、「学校いじめ対策委員会」等に参加をして、教職員と情報収集・情報共有を行っていききたい。 ・いじめの予防として、ストレス・マネジメントや感情のコントロール、アサーション・トレーニング等の自己調

整・自己表現方法を身につけるような心理教育を実施し、いじめ問題の対応のみならず、予防教育を充実させていく必要がある。

3.6 国立学校法人千葉大学教育学部

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○大学と附属学校が連携しいじめ防止体制 ・外部有識者を含めた千葉大学いじめ防止対応委員会を設置し、各附属学校におけるいじめ対応について協議し、各附属学校における対応に活かしている。 ・令和3年度より、附属学校園共通のスクールロイヤー1名を配置し、いじめ問題等への対応において法律の専門家の知見を活かすことを目指している。 ・千葉大学子どものこころの発達教育研究センターと附属学校とが連携し、子どもを対象としたストレスチェックの開発を進めている。
○いじめ対応についての研究の推進 ・千葉大学教育学部の教員が中心となって研究者や企業と連携し、いじめ対応についての実践的な研究を推進している。特に、「ステメいじめ」や「いじり」などいじめかどうかが判然としない行為を「ダブルバインド型いじめ」として問題点や対応を明らかにしている。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・附属学校におけるいじめ対応から得られた成果を多くの学校における実務において活用してもらえよう、『いじめに対応できる学校』づくり』として書籍化を行った。 ・NHK「いじめをノックアウト」に協力し、書籍企画の監修を行ったり、「ダブルバインド型いじめ」関連の番組作成に協力したりした。
③御意見・御提案等

3.7 千葉大学子どものこころの発達教育研究センター

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○未然防止に向けた小中学校での予防教育の取組 a. 認知行動療法に基づく不安の予防教育プログラム「勇者の旅」の効果検証と社会実装 目的：授業を通して不安感情に関する「自己理解」と「他者理解」を深め、各自が適切な不安対処スキルを身につけることで、不安の問題を未然防止し、からかいやいじめ等が生じにくい学級環境を形成する。 具体的な取組： ・「子どもみんなプロジェクト」を通じて、県内外の教育委員会と連携（千葉県教育庁教育振興部児童生徒課 生徒指導・いじめ対策室 他） ・「勇者の旅」指導者養成研修会（6時間ワークショップ）の定期開催 ・県内外の小中学校における「勇者の旅」の授業実践 b. 小学校高学年用のいじめ防止用教育ビデオの作成及びホームページ上での公開 目的：いじめに関する正しい知識をもつことにより、実際の学校生活において適切な対処行動が取れるようになることを目指す。 具体的な内容： ・第1章：いじめに関する基礎知識（9分） ・第2章：いじめ被害にあった時の対処法（8分） ・第3章：いじめを見た時の対処法（9分）
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・令和2年度も、千葉県内外の小中学校計25校において「勇者の旅」の授業実践が行われた。COVID-19感染拡大の影響下、指導者養成研修会はオンラインで開催した。中間解析の結果、これまでの先行研究と同じく、

プログラムを実施した学級の児童生徒の不安スコアが、非実施学級に比べ有意に低減したことが確認されている。

- ・課題として、「10時間分の授業時間確保が難しい」という意見が、昨年度に引き続き挙げられている。
- ・いじめ防止のための取組を検討している全国の小学校から、「いじめ防止教育にとっても良い内容の教材なので、是非使わせてほしい」という問い合わせが寄せられている。

③御意見・御提案等

- ・不安の予防教育プログラム「勇者の旅」は、いじめやその他、児童生徒のメンタルヘルスの問題を未然防止する上で有効であると考えられ、県内の多くの小中学校での授業実践が望まれる。今後も、千葉県教育委員会や県内外の各小中学校、教育学部等と連携しつつ、継続的な取組につなげていきたい。
- ・いじめ防止用教育ビデオはセンターのHPで公開しており、誰でも自由に視聴が可能であるため、今後も周知を進め、学校現場での活用を促していきたい。

38 千葉県弁護士会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

○弁護士会主催の事業

- ・「いじめ予防出張授業」の実施

弁護士が学校に出向き、過去に実際に発生したいじめ自殺事件を題材とした「いじめ予防出張授業」を実施。(実施校数)

平成25年(実施初年度)は、中学校1校(4クラス)。

平成26年は、小学校1校(3クラス)、中学校2校(11クラス)、高校1校(8クラス)。

平成27年は、中学校5校(25クラス)、高校1校(8クラス)。

平成28年は、中学校4校(20クラス)、高校1校(8クラス)。

平成29年は、中学校5校(20クラス+全校)、高校2校(16クラス)。

平成30年は、中学校6校(27クラス)、高校1校(8クラス)。

平成31・令和元年は、小学校1校(6クラス)、中学校4校(19クラス)、高校1校(8クラス)。

(上記のほかにも小学校1校(3クラス)での実施予定があったが、コロナウイルス感染拡大防止の休校措置のため中止。)

令和2年は、中学校2校(8クラス)。(コロナウイルス感染拡大のため、依頼が少なかった。)

実施校は千葉市を中心に、そのほかの地域からの問合せにも応じている。

- ・「子どもの専門相談窓口」の設置

非行・いじめ(少年問題法律相談)、虐待(子どもへの虐待相談)等の問題について、相談窓口を設置し(専用電話番号あり)、子どもの権利に詳しい弁護士が、無料の初回相談を実施している。社会的養護下の子どもや、少年院入院中の子どもからの相談窓口も可能で、子どもの意見表明権に対する支援を強力に行える制度となっている。

相談申込の電話番号を記載した名刺大のカードを作成し、広報にも努めたい。

○関係機関との連携

- ・臨床心理士との協力関係

いじめ予防出張授業の内容や少年事件問題について意見交換を行っている。

- ・行政機関設置のいじめ等調査委員会への参加

市や教育委員会等が設置するいじめ等調査委員会に、弁護士が委員として参加し、いじめ防止や適正な事実調査に向けて取り組んでいる。

- ・県教育庁「スクールロイヤー制度」への弁護士推薦

平成31・令和元年に県教育庁が導入した「スクールロイヤー制度」にて、スクールロイヤーの推薦を行った。スクールロイヤーは相談事業、講演事業に従事している。

- ・市町村とのスクールロイヤー協定

野田市、船橋市とも協定を締結し、弁護士がスクールロイヤーとして活動している。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
<p>(いじめ予防出張授業に関して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業で扱う題材が、実際に発生した深刻ないじめ事案や、憲法（人権）の話であることから、各弁護士は、身近な話題に置き換える等、授業内容を分かりやすく伝えるため、様々な工夫を行っている。 いじめ予防出張授業を実施した学校からは再要望の声が多く、アンケート結果も教諭らからはおおむね好評価を得ている。 ・生徒や教員の方のアンケート結果に基づき、更なる授業内容の改善に向けて工夫を継続していくことが課題である。 <p>学校から要望が高かった双方向型授業については、平成29年より、ワークシートを導入することで実現させた。</p> <p>(行政機関設置のいじめ等調査委員会への参加に関して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、委員への就任依頼件数が増加することが見込まれるが、委員の業務を担当できるある程度の専門性を備えた人材の確保・養成が課題である。 今年度中に、委員就任に必要な知識についての研修を実施することを予定している。 <p>(県スクールロイヤー制度への弁護士推薦に関して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県教育庁「スクールロイヤー制度」が導入されて2年目、コロナウイルス感染拡大の影響を受け、いくつかの事業が中止となったものの、おおむねその役割は達成できたのではないかと考えている。 <p>制度の運用に関して、スクールロイヤーの意見をより反映させていける仕組み作りを検討していただきたい。</p>
③御意見・御提案等
<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ予防出張授業については、県内の学校と協力して、今後も、継続して実施していきたい。ウイルス感染拡大に関連する心ない差別、いじめについても、留意して対策をできるようにしたい。学校としては、ウイルス感染拡大防止のため、外部講師の招聘にはちゅうちょをおぼえることも理解しているが、できるだけ活用いただけるように努めたい。 ・臨床心理士や児相等の関係機関と良好な関係を構築できていることから、今後も、定期的かつ積極的に、勉強会や意見交換の場を作っていきたい。 ・県の「いじめ防止基本方針」についても、弁護士の視点からの検討を行い、必要に応じて提案、連携をしていきたい。 ・いわゆる「スクールロイヤー制度」は、文科省も手引きを作成するなどしており、今後も県のみならず、各市町村からのニーズが高まることも予想される。弁護士会としても可能な限り協力させていただきたい。 <p>なお、弁護士会、ことに子どもの権利委員会としては、スクールロイヤー制度が、学校現場の便宜を図る目的に留まらず、真に子どもの意見表明権を確保するものとして活用されることを熱望する。</p>

3.9 千葉県行政書士会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
・現状、いじめ問題対策について、行政書士会として取り組んでいることはございません。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・現状、いじめ問題対策について、行政書士会としての対応ができていませんが、今後、どのような対応が可能か検討していきたい。
③御意見・御提案等
・今後、行政書士会として、いじめ問題対策について、どのような対応が可能か、他団体・他機関との連携も踏まえ、検討していきたいと思っております。

40 千葉県医師会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
・特に取組はしておりません。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
③御意見・御提案等

41 千葉県社会福祉士会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
・いじめ問題対策に特化した取り組みは行えていないが、日本社会福祉士会では昨年『スクールソーシャルワーク実践ガイドライン』を作成した。千葉県社会福祉士会としても会員スクールソーシャルワーカーのネットワーク化を急ぐとともに実践アドバイザーの選出や支援の質向上に取り組んでいく。 ・市町村のいじめ対策調査委員会の委員の推薦をしている。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
③御意見・御提案等
・ソーシャルワーク理論の複雑さからスクールソーシャルワーカーの活動内容が理解しにくいという声も聞く。そのような時は、上記のガイドラインを参照してもらいたい。

42 千葉県精神保健福祉士協会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
・協会としての取組はありませんでした。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
③御意見・御提案等

43 千葉県人権擁護委員連合会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
・千葉地方法務局と連携し取り組んでいることから、千葉地方法務局と同様。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
③御意見・御提案等

44 NPO法人企業教育研究会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○啓発教材の制作・研修会への講師派遣『みんなで考えよう、ケータイ・スマートフォン』 ソフトバンク株式会社と連携して共同開発した情報モラル教材『みんなで考えよう、ケータイ・スマートフォン』を活用する授業の方法を伝達するための、教員研修会に講師を派遣している。今年度は、オンライン研修会も行っている。 https://ace-npo.org/info/kangaeyou/kyouzai/kangaeyou5.html
○情報モラル・セキュリティの授業『みんなのデジタル教室』

Facebook社と連携した授業プログラム『みんなのデジタル教室』の出張授業（オンライン可）を行っている。中学生・高校生を対象に、SNSの発信や個人情報の蓄積を考える「デジタル・アイデンティティを考える」と、偽情報の拡散に対する注意喚起を行う「偽ニュースの見分け方」の2つのプログラムがある。

<https://ace-npo.org/wp/archives/project/facebook>

https://about.fb.com/ja/news/2020/12/we_think_digital/

○生徒向けの出張授業への講師派遣

柏市、野田市、山武市、君津市の全中学校1年生に向けて「わたしたちの選択肢」と題した出張授業への講師を派遣する予定。（現在、休校解除後の日程を調整中）ネットいじめを防ぐには、集団が傍観者になるのではなく、関心を持つことの重要性を解説している。また、ネットいじめを通報する「STOP i t」の活用法を紹介している。

○千葉県青少年を取り巻く有害環境対策推進協議会の運営

- ・千葉県青少年を取り巻く有害環境対策推進協議会（ちば地域コンソーシアム）事業の事務局を担当しており、行政・警察・民間企業・業界団体・有識者・青少年指導団体などの情報を交換できる場を作っている。
- ・ただし、令和3年度は文部科学省からの予算が執行されず、存続方法を検討中。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・教職員が最新の情報技術や子供たちのトラブルの最先端の情報を得ていないと指導できないという思い込みがある。
- ・SOSの出し方教育に関する授業づくり、および指導者の要請。
- ・長かった休校期間の児童・生徒の心理状態にどこまで寄り添うことができるかが、課題となっている。

③御意見・御提案等

- ・児童・生徒向けの講演の依頼を受ける際に、「大人である教員が言っても説得力がないから、外部の大人に注意・指導をしてもらいたい」というご意見をよくいただきますが、外部の人間はあくまでも一期一会の存在です。第一義的には日常のモラルの指導があり、その延長線上に外部の人間による指導があるということをご理解いただきたいです。
- ・中学生向けにネットいじめを通報する「STOP i t」を導入される自治体が増えています。検索可能な情報をネットパトロールするだけでなく、当事者や傍観者から相談者に気軽に相談できる体制を作っていただくためにも、「STOP i t」のような仕組みを各市町村の行政として導入することで、相談しやすい環境を作るとともに、いじめを未然に抑止することができるはずです。
- ・学校のオンライン授業や講演会の体制整備が急がれます。

新型コロナウイルス感染症に係る取組について

1 総務部学事課

①各機関・団体として把握している新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別
②各機関・団体としてこれまでに取り組んだ新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別の防止対策
・文部科学省や千葉県教育委員会からの通知や依頼等について、各私立学校へ速やかに情報提供するとともに適切な対応を依頼している。
③新型コロナウイルス感染症いじめや差別の防止対策について、本協議会として取り組むべきこと
・昨年度に引き続き実施されているSNS相談については、情報共有ができないため、いじめ・差別の実態が見えない。また、新型コロナウイルス感染症に係るいじめや差別の防止について、連携して取り組むべき点を確認し、取り組むことができれば、より効果的な取組につながると考える。

2 健康福祉部健康福祉政策課

①各機関・団体として把握している新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別
②各機関・団体としてこれまでに取り組んだ新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別の防止対策
・令和2年5月15日放送のベイエフエム「ミンナノチカラ～CHIBA～」で、医療関係者等の方々、医療従事者等の家族に対する差別や偏見の防止を周知した。
・県ホームページ「いのちと社会を守る”新しい生活様式”」(下記URL)において、感染者、感染者の家族、医療機関、医療従事者等の方々、医療従事者等の家族に対する差別や偏見の防止を周知した。 https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/newlifestyle0.html
・県ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関する知事メッセージ」において、感染者、感染者の家族、医療従事者等の方々、医療従事者等の家族に対する差別や偏見の防止を周知した。 https://www.pref.chiba.lg.jp/kouhou/net-tv/kfk/kenfuku/0619mes-chi.ji.html
・令和3年5月22日放送のベイエフエム「サタデイ・ブレイキング・モーニング」で、医療関係者等の方々、医療従事者等の家族に対する差別や偏見の防止を周知した。
③新型コロナウイルス感染症いじめや差別の防止対策について、本協議会として取り組むべきこと

3 健康福祉部児童家庭課

①各機関・団体として把握している新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別
・把握していない。
②各機関・団体としてこれまでに取り組んだ新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別の防止対策
・特になし。 ※新型コロナウイルス感染症の影響に関わらず、子どもの権利を守るための取り組みは実施している。
③新型コロナウイルス感染症いじめや差別の防止対策について、本協議会として取り組むべきこと

4 環境生活部県民生活・文化課

①各機関・団体として把握している新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別
・新型コロナウイルス感染症による休校中に外出した生徒が「コロナ休校でうれしい」という問題のある書き込みが発見されている。
・教職員に対して、「コロナかかれ」と書かれた問題のある書き込みが発見されている。

②各機関・団体としてこれまでに取り組んだ新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別の防止対策
<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症による差別や偏見が起きないよう、ネットパトロールを行っている。 ・インターネット適正利用研修会でも、同様の書き込みは、いじめや差別に該当することや、この状況で医療に携わっていただいている方に不快な思いをさせる旨、伝えている。
③新型コロナウイルス感染症いじめや差別の防止対策について、本協議会として取り組むべきこと
<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染者に対しての理解が進んでいるが、いまだに感染者の特定や、偏見等がある。本協議会で連携し、関係機関へ働きかけることができるよう、協力、連携を望みます。

5 企画管理部教育政策課

①各機関・団体として把握している新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別
<ul style="list-style-type: none"> ・特になし。
②各機関・団体としてこれまでに取り組んだ新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別の防止対策
③新型コロナウイルス感染症いじめや差別の防止対策について、本協議会として取り組むべきこと

6 教育振興部生涯学習課

①各機関・団体として把握している新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別
<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に係る取組はありません。
②各機関・団体としてこれまでに取り組んだ新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別の防止対策
③新型コロナウイルス感染症いじめや差別の防止対策について、本協議会として取り組むべきこと

7 教育振興部学習指導課

①各機関・団体として把握している新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別
<ul style="list-style-type: none"> ・特にございません。
②各機関・団体としてこれまでに取り組んだ新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別の防止対策
<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症によるといった限定的なものはございません。
③新型コロナウイルス感染症いじめや差別の防止対策について、本協議会として取り組むべきこと
<ul style="list-style-type: none"> ・各機関・団体から提供される情報について共有し、必要に応じて学習指導の場面において留意すべきことを考えていく必要がある。

8 教育振興部児童生徒課

①各機関・団体として把握している新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別
<p>○市町村立小・中・義務教育学校に対し、令和2年12月18日付け教児生第366号により、「新型コロナウイルス感染症影響下における令和2年度の教育活動等に関する調査について」を依頼し、「新型コロナウイルス感染症に係るいじめ事案」について調査をした。その結果より、本事案に係るいじめの相談件数は47件であり、以下のような事例があるが、いずれも、軽微、初期の段階で、当該学校において、個別指導及び全体指導を行うなど迅速に対応した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・欠席した際に、新型コロナウイルス感染症に感染したらしいという噂を流された。 ・唾が飛んだり、咳をしたりした児童生徒に対して、「コロナ」との発言があった等の訴えがあった。
②各機関・団体としてこれまでに取り組んだ新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別の防止対策
<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に係るいじめ防止の取組

令和2年1月30日付け教児生第392号

「新型コロナウイルス感染症拡大により、中国から帰国した児童生徒等への適切な対応について（通知）」

令和2年2月1日付け教児生第394号

「新型コロナウイルス感染症に係るいじめの防止等について（通知）」

令和2年2月28日付け事務連絡

「新型コロナウイルス感染症に伴う児童生徒課が所管する職員の対応について（通知）」

令和2年3月2日付け教児生第442号

「新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業及び学年末・学年はじめ休業時の児童生徒の安全確認について（依頼）」

令和2年4月2日付け教児生第7号

「年度初めにおける児童生徒の見守りの徹底について（依頼）」

令和2年4月5日付け教児生第16号

「新型コロナウイルス感染症に伴う令和2年度学年はじめの臨時休校中の教育活動について（通知）」

令和2年5月7日付け教児生第49号

「臨時休校中の児童生徒の心のケアについて（通知）」

令和2年5月27日付け教児生第81号

「学校再開時における児童生徒の心のケア等について（通知）」

令和2年5月28日付け教児生第82号

「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について」

令和2年6月24日付け事務連絡

「学校再開後の児童生徒の出席状況等の調査について」

- ・5月の通知において教職員や児童生徒及び保護者に対して、心のケアについてのリーフレットを発出し、各学校において児童生徒の発達段階や実態に応じて、新型コロナウイルス感染症による差別や偏見が起きないように、適切に指導が行われている。

③新型コロナウイルス感染症いじめや差別の防止対策について、本協議会として取り組むべきこと

- ・本協議会を通して、各構成機関は把握している新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別について、情報共有することは大変重要だと考えており、今後も連携を強化し、いじめの未然防止や早期発見・早期解決に努めたい。
- ・各構成機関より発出する啓発等に係るリーフレット等について、本協議会において情報共有したい。

9 教育振興部特別支援教育課

①各機関・団体として把握している新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別

- ・現状、いじめや差別について、学校からの報告はありません。特別支援学校の場合、マスクを常用することが難しい児童生徒がいるため、そのことでトラブルにならないよう個別の配慮が必要となる。

②各機関・団体としてこれまでに取り組んだ新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別の防止対策

- ・いじめ防止基本方針に新型コロナウイルス感染症によるいじめについて追記し、職員会議等で職員に周知を図った。
- ・保健指導等で感染症対策について学ぶ機会を設けるとともに、いじめや差別をしないよう指導している。

③新型コロナウイルス感染症いじめや差別の防止対策について、本協議会として取り組むべきこと

- ・各機関・団体の取組状況についての情報共有と協力体制の構築

10 教育振興部教職員課

①各機関・団体として把握している新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別
・「セクシュアルハラスメント及び体罰に関する実態調査」において「セクハラ以外のハラスメントを受けて不快だった」の質問項目がある。令和2年度調査（県立学校）において、新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別についての被害は確認できなかった。
②各機関・団体としてこれまでに取り組んだ新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別の防止対策
・特に実施していない。
③新型コロナウイルス感染症いじめや差別の防止対策について、本協議会として取り組むべきこと
・新型コロナウイルス感染症に起因するいじめにおいても、教職員のいじめへの対応によっては、懲戒処分の対象となり得ることから、担当課との情報共有及び対応の連携を引き続き行うことが重要である。

11 教育振興部学校安全保健課

①各機関・団体として把握している新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別
②各機関・団体としてこれまでに取り組んだ新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別の防止対策
・令和3年5月17日付け教安第243号「新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン」において、児童生徒等に新型コロナウイルスについての正しい知識を指導することについて記載し、誤解や偏見に基づく差別は許されないことを指導することの重要性を教職員に周知した。
③新型コロナウイルス感染症いじめや差別の防止対策について、本協議会として取り組むべきこと

12 教育振興部体育課

①各機関・団体として把握している新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別
・特になし。
②各機関・団体としてこれまでに取り組んだ新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別の防止対策
各県立学校に向け以下のような通知をした。
①体育
・年間指導計画等の見直しや種目の入れ替え等の検討。
・密集や密接の可能性が高い運動について、人数やゲームの時間について工夫をすること。
・体育の授業におけるマスク着用の有無について。
②部活動
・緊急事態宣言時やまん延防止等重点措置発令時、並びに解除後の活動について
・大会への参加や練習試合等について
③体育的行事
・在校生のみの実施とすること。
・競技種目の精選。
・感染症対策を行いつつ、熱中症への対応。
コロナウイルス感染症対策について通知することで、各学校及び学校内において、対応について差がなくなることで、差別や偏見等の防止につながるものとする。
③新型コロナウイルス感染症いじめや差別の防止対策について、本協議会として取り組むべきこと

1.3 千葉県総合教育センター

①各機関・団体として把握している新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別
・なし
②各機関・団体としてこれまでに取り組んだ新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別の防止対策
・なし
③新型コロナウイルス感染症いじめや差別の防止対策について、本協議会として取り組むべきこと
・新型コロナウイルス感染症いじめや差別の具体的事例を収集し、関係機関や学校現場に情報を提供してほしい。

1.4 千葉県子どもと親のサポートセンター

①各機関・団体として把握している新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別
・現在、新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別に関する相談はない。今後、当センターで行っている来所相談、電話相談、FAX相談、Eメール相談において、そのような内容の相談があれば、真摯に対応する。
②各機関・団体としてこれまでに取り組んだ新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別の防止対策
③新型コロナウイルス感染症いじめや差別の防止対策について、本協議会として取り組むべきこと

1.5 千葉県中央児童相談所

①各機関・団体として把握している新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別
・特になし。
②各機関・団体としてこれまでに取り組んだ新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別の防止対策
・特になし。
③新型コロナウイルス感染症いじめや差別の防止対策について、本協議会として取り組むべきこと
・コロナ禍において経済面や夫婦関係が不安定になり、親や子ども自身の要因もあいまって虐待に至るという構造と、子ども同士のいじめの構造は酷似しており、いじめの背景に虐待があることも多い。各機関が防止啓発を継続していくとともに、専門機関同士の連携が重要と思われる。

1.6・1.7 千葉県警察本部生活安全部少年課・同課少年センター

①各機関・団体として把握している新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別
・PCR検査を受けた中学生の本名と顔写真をSNSに投稿し「コロナウイルス陽性」として偽情報を拡散させた事案につき、警察署において被害児童の保護者から相談を受けた。
②各機関・団体としてこれまでに取り組んだ新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別の防止対策
・上記相談を受け、学校との連携を図り、関係者からの聞き取り及び指導を実施した。
③新型コロナウイルス感染症いじめや差別の防止対策について、本協議会として取り組むべきこと

1.8 千葉県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課

①各機関・団体として把握している新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別
②各機関・団体としてこれまでに取り組んだ新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別の防止対策
・ネット安全教室等を通じて、ネットリテラシーの向上に取り組み、いじめや差別の防止対策を実施した。
③新型コロナウイルス感染症いじめや差別の防止対策について、本協議会として取り組むべきこと
・新型コロナウイルス感染症拡大により、在宅時間が増えると共にインターネット端末に触れる時間も増えてお

り、SNSでの誹謗中傷、無視、などのいじめや差別等が発生しやすい傾向にあるため、本協議会関係機関等が協力・連携し、しっかりとしたリテラシーを身につけることや、積極的に情報発信を行っていく必要がある。

1.9 千葉県教育委員会

①各機関・団体として把握している新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別
②各機関・団体としてこれまでに取り組んだ新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別の防止対策
・子供たちの心のケアと相談窓口について、児童生徒、保護者宛にリーフレットを配布。
③新型コロナウイルス感染症いじめや差別の防止対策について、本協議会として取り組むべきこと
・各機関・団体より発出した啓発等に係るリーフレット等について、構成機関・団体において情報共有する。

2.0 千葉少年鑑別所

①各機関・団体として把握している新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別
・当所ではこれまでのところ、新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別に関する相談の依頼はない。 ・他方、いじめや差別の背景には、他者に八つ当たりをして日々のストレス解消を図ったり、他者をおとしめることにより自分の価値を確認しようとしたりする心理規制があることが多いところ、コロナ禍にあつて社会適応に失敗し、ストレスが増大したり、自信を失ったりしていることが一因と見受けられるような相談を受けることはあり、いじめや差別が生じるリスクは高まっていると思われる。
②各機関・団体としてこれまでに取り組んだ新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別の防止対策
・前記のように新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別に係る相談はなく、それに焦点を当てた防止対策も取っていないものの、問題の根幹はいじめや差別と同じであろうと思われるその他の非行や犯罪行為に対し必要な支援を行い、いじめや差別に発展することを間接的に防止している。
③新型コロナウイルス感染症いじめや差別の防止対策について、本協議会として取り組むべきこと
・「新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別」と一言で言っても、その内容や経緯は様々であると思われるため、その内容や背景要因に応じて、どのように支援、介入するのが適切かという振り分けが必要と思われる。

2.1 千葉地方法務局

①各機関・団体として把握している新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別
・感染の疑いがある職員、PCR検査を受けた社員に対する、職場の上司、同僚からの偏見・嫌がらせ ・感染者数が多い地域からの転居希望者に対する賃貸拒否 ・集団クラスターが発生した学校に在籍する生徒に対する予備校の通学拒否
②各機関・団体としてこれまでに取り組んだ新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別の防止対策
・「みんなの人権110番」による各種電話、メールによる人権相談を継続して行い、重大な差別事案について事実調査を実施 ・法務省、千葉地方法務局のホームページにおいて、コロナ差別防止について掲示
③新型コロナウイルス感染症いじめや差別の防止対策について、本協議会として取り組むべきこと
・各機関・団体より発出した啓発等に係るリーフレット等について、構成機関・団体において情報共有する。

2.2 千葉保護観察所

①各機関・団体として把握している新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別
②各機関・団体としてこれまでに取り組んだ新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別の防止対策
③新型コロナウイルス感染症いじめや差別の防止対策について、本協議会として取り組むべきこと

2.3 千葉県都市教育長協議会

①各機関・団体として把握している新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別
②各機関・団体としてこれまでに取り組んだ新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別の防止対策
<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針に、新型コロナウイルス感染症に関するいじめや差別を防止するための取組を記載した内容に見直しをする。 ・文部科学省作成の「新型コロナウイルス“差別・偏見をなくそう”プロジェクト」を道徳科や学級活動の時間に実施するよう周知。 ・定期的にいじめの実態把握調査を実施し、早期発見につなげる。
③新型コロナウイルス感染症いじめや差別の防止対策について、本協議会として取り組むべきこと

2.4 千葉県町村教育長協議会

①各機関・団体として把握している新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別
<ul style="list-style-type: none"> ・(感染者が)発生した場合、問い合わせ等が予想される。SNS等により、情報が拡散していくことが心配される。 ・校内での新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒名について、保護者がSNSをとおして、「〇〇君が感染した」等の連絡を取り合っているという情報を得た。 ・近隣の施設で、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生したとき、「兄弟がその施設に通っていることをもって、ある保護者に子どもを学校に行かせてよいのか。」などの発言があり、子どもを学校に行かせるといじめや差別・偏見を受けるのではないかと不安を抱いていた。 ・(訴える本人は、「いじめ」を意識しているわけではないが)「感染した人が誰なのか教育委員会だけでなく、他のところにも公表しろ」という報告を受けている。
②各機関・団体としてこれまでに取り組んだ新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別の防止対策
<p>○町村教育長協議会の下、全町村教委が共通理解して取り組んだ事例はなく、各町村の実態やケースに応じた対策を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達の段階に応じた人権教育を推進している。 ・新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別・偏見の防止を意識した「道徳」の実践を各小・中学校で推進している。 ・4月に、新型コロナウイルス感染症の感染予防・拡大防止、差別や偏見の防止について、各小・中学校の保護者に文書を配付して啓発を図った。 ・新型コロナウイルス感染症対策に関しては、酒々井町立大室台小学校の児童会が中心となって「シトラスリボン運動」(感染した人や医療従事者に温かい気持ちで接しようとする運動)を開始した。子供達が、休み時間等を利用して、モールを活用してシトラスリボンを作成し、町教育委員会をはじめ、周りの学校にも配付するとともに、その考え方を広めてくれている。町教育委員会としては、このシトラスリボン運動がさらに広がり、新型コロナウイルス感染症に感染した人や医療従事者に温かい気持ちで接しようとする思いが、町民全体に広がってことを願っている。そのために、町の社会福祉協議会と連携し、一つの学校で始まったこの運動を、さらに大きなものに(できれば、町全体に)広がる方策を検討しているところである。いじめ問題対策連協議会においてもご承知置きいただくとともに、温かく見守っていただけると幸いである。
③新型コロナウイルス感染症いじめや差別の防止対策について、本協議会として取り組むべきこと
<p>○リーフレット等による啓発活動並びに事例及び啓発方法等の情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正しい知識と基本的な対応方法と支援方法の伝達 ・いじめや差別につながるそうだった「ヒヤリ・ハット」事例の紹介

<ul style="list-style-type: none"> ・いじめや差別の防止に役立った成功事例の紹介 ○マスコミの報道の在り方の検討要請 ・学校における感染者発生への報道の必要性 ○スクールカウンセラー等の活用 ・児童生徒の心のケア ・家庭と関係機関の仲介 ○現行のいじめ相談窓口等の再度周知
--

2.5 千葉県小学校長会

①各機関・団体として把握している新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別
<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に関わらず、いじめや差別の防止については、学校組織全体で取り組んでいる。 ・昨年度の前半には、感染者が出た場合は、学年や学級を教えて欲しい旨、保護者から連絡が入ることもあったが、今年度については、感染者が発生したとしても、深刻ないじめや差別を引き起こすことは少ない。
②各機関・団体としてこれまでに取り組んだ新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別の防止対策
<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に関わらず、いじめや差別の現状と防止について、役員会、理事会等で情報交換をしており、各地区の生徒指導、人権教育等にいかしている。 ・県教委からの通知文、リーフレットなどを確実に周知徹底を呼びかけている。 ・感染症治療、濃厚接触者待機、擬陽性待機等を終え、登校する際に何の心配もなく日常に戻れるよう、各学校、全教職員が「誰でもかかる可能性がある」こと「正しく恐れること」を発信し続ける。 ・感染者となった場合、行動経路まで報告する必要がある、児童の教育課程については常に記録を意識させている。 ・また個人情報の提供については慎重に行う。
③新型コロナウイルス感染症いじめや差別の防止対策について、本協議会として取り組むべきこと
<ul style="list-style-type: none"> ・今後、教職員、児童生徒にまでワクチン接種が行われる場合、今以上に新型コロナウイルス感染症の正しい知識とワクチン接種の現状、副反応についても機会を設けて周知していくことが必要であろう。それによって、差別やいじめがあってはならないという意識を確立させたい。

2.6 千葉県中学校長会

①各機関・団体として把握している新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別
<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ等については、校長が設置者である市町村教育委員会に報告しているが、中学校長会としては報告を求めておらず、把握していない。
②各機関・団体としてこれまでに取り組んだ新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別の防止対策
<ul style="list-style-type: none"> ○各学校において対策しているものであるが、中学校長会としての取組実績はない。 ○今後、状況により以下のような対応策をとりたい。 <ul style="list-style-type: none"> ・理事会等の各種会議、研究協議会における情報交換 ・校長会だより、会報における情報発信
③新型コロナウイルス感染症いじめや差別の防止対策について、本協議会として取り組むべきこと
<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが罹患する可能性のある感染症によるいじめや差別はあってはならないということを強く発信していくこと。《それぞれの機関で～連絡協議会として》 ・いじめ問題対策連絡協議会の価値は「協力、連携」にあるのだから、情報共有をしっかりと図り、構成機関間の協力・連携体制を強化すること。

2.7 千葉県高等学校長協会

①各機関・団体として把握している新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別
○各委員会からの報告

- ・ある保護者から、感染者の所属学年、組、部活動を教えるよう執拗な問い合わせがあった。
- ・「自分が感染したら休校になる。自分のせいになるのが嫌だ」という生徒の声があった。個人を特定されることを恐れている生徒は多いのではないかと。
- ・部活動の公式戦で、対戦校が都市部の学校であることを心配し、出場を辞退したいという申し出があった。
- ・感染者が出たことによって、部活動の大会出場を辞退せざるを得なくなったり、修学旅行などの行事が中止になったりした場合、感染者探しや誹謗中傷が起きる可能性はある。逆にそのような空気を感じて、体調不良でも登校したり検査を受けない者も出てきたりするおそれがある。
- ・体調不良者が保健室等で、自分が陽性になることで学校行事等が中止になるのではないかと不安を訴えた。
- ・学校で行動の制限があると、保護者から陽性者について公表してほしいと要求された。
- ・千葉県の中でも感染に温度差がある。(部活動の大会等において) 居住している地域等での差別(過度な恐れ等)があるという報告を受けている。

②各機関・団体としてこれまでに取り組んだ新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別の防止対策

○各委員会からの報告、各校の取組の紹介

- ・休校措置を取る場合は、保護者や生徒宛てに文書を出したり説明したりするが、その際、当該生徒名の詮索やいじめなどが無いよう文言を加えたり指導している。また、ホームページなどを活用して各校が作成した文書の情報共有を行っている。
- ・学年集会(放送によることが多い)などの機会に、上記のことを繰り返し伝えている。
- ・休校などの措置に備え、教育相談窓口等をオンライン上でも行えるようにした。
- ・新型コロナウイルス対策の消毒や黙食を促すときに、感染は対策を行っていてもなるものであることも伝えることで、陽性者が愈っていたという風潮にならないようにした。

③新型コロナウイルス感染症いじめや差別の防止対策について、本協議会として取り組むべきこと

- ・人権感覚を磨き、他者の立場に立って考える人権教育の推進。
- ・感染者に対する差別は感染を隠す行動を生み、結果として感染拡大を招く危険性がある。差別をなくし感染者が安心して休める環境をつくるのが感染拡大防止につながるという視点に立った啓発をしてはどうか。
- ・そのためにもマスクの着用、手洗い、黙食など感染症拡大防止策に地道に取り組むことが重要。これら防止策を着実に行えば、感染者や濃厚接触者を減らすことができる。そうなれば休校や大会の出場辞退、修学旅行の中止といった教育活動への影響は小さくなる。結果として感染を隠す理由も減り、差別が起きにくい環境を作ることができる。
- ・休校になった学校名を報道発表することの是非を検討してもよいのではないかと。近所の学校で感染者が出たことについて、自分の安全を守るための知る権利と、大々的に報道されることによって、本来責められるべきでない感染者が「自分が悪い」と感じてしまったり、非難の対象にされるリスクが生じたりすることのバランスをどう考えるべきか検討してもよいのではないかと。

28 千葉県特別支援学校長会

①各機関・団体として把握している新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別

- ・特に報告は受けていない。

②各機関・団体としてこれまでに取り組んだ新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別の防止対策

- ・感染症に対する不安、学習や生活場面の变化、自粛生活によるストレス等により、心身の不調を訴える児童生徒もいる。児童生徒の様子や言動をよく観察し、保護者等と連携して、各校が慎重に対応している。今後、対応が難しいケースが生じた場合は、各関係機関等と連携し対策を講じることになるが、校長会としても情報を共有し、必要に応じて助言を行うことを検討する。

③新型コロナウイルス感染症いじめや差別の防止対策について、本協議会として取り組むべきこと

- ・本協議会の場で、具体的な好事例を紹介していただきたい(他校種の実践を学び、特別支援学校の取組にいかしていきたい)。

2.9 千葉県私立小学校協会

①各機関・団体として把握している新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別
・特に大きな「いじめ事例」の報告は無かったが、保護者が医療従事者であるため児童が学校でいじめを受けないか、あるいは保護者がPCR検査を受けたという理由で欠席した生徒が登校時に友人から陰口を言われるのが心配だ、等の相談等は散見される。
②各機関・団体としてこれまでに取り組んだ新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別の防止対策
・各私立小学校において取り組みや頻度は異なるが、ホームルーム等で新型コロナウイルス感染症に係る差別や偏見が生じないよう複数回の指導を行っている。
③新型コロナウイルス感染症いじめや差別の防止対策について、本協議会として取り組むべきこと
・本協議会では「新型コロナウイルス感染症に係るいじめ」のみを個別に扱う取り組みではなく、いじめ全般の中にこの問題を包括させて展開した方が良いのではないかと考える。

3.0 千葉県私立中等学校協会

①各機関・団体として把握している新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別
・特に大きな「いじめ事例」の報告等はされていない。ただし、生徒本人が感染した・また生徒の保護者が感染したり、感染疑いによる欠席した際に他生徒からの誹謗中傷が心配であったりという相談は養護教諭等に相談されているというケースの報告されている。
②各機関・団体としてこれまでに取り組んだ新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別の防止対策
・教育という特別環境による学校現場における新型コロナウイルス感染症にかかわる様々な対応方法等について情報交換を密に行い、その中でコロナウイルス関連によるいじめ・差別の未然防止等についても徹底を図った。
③新型コロナウイルス感染症いじめや差別の防止対策について、本協議会として取り組むべきこと
・感染症への偏見や差別が及ぶのを防止するため、県全体として「思いやりを持って行動するよう」呼びかけるリーフレット等を作成していただき、各学校等へ配布していただけると幸甚です。

3.1 千葉県養護教諭会

①各機関・団体として把握している新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別
・新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒及び保護者が不安を抱えていたり、実際に感染した状況を考えてだけで学校に来られなくなったりしている児童生徒がいると聞いている。
②各機関・団体としてこれまでに取り組んだ新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別の防止対策
・心のケアについてのリーフレットを活用したり、保健だよりを通じたりして、児童生徒や保護者がいじめや差別を受けないよう取り組んでいる。
・日々の欠席状況や保健室来室状況・来室内容から、いじめや差別の発見、早期対応に努めている。
・各団体からいただいた情報は、本会ホームページに掲載し、会員に周知するようにしている。
③新型コロナウイルス感染症いじめや差別の防止対策について、本協議会として取り組むべきこと

3.2 千葉県PTA連絡協議会

①各機関・団体として把握している新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別
・新型コロナウイルスにおいて差別や偏見（医療従事者の親をもつ子どもに対するものも含む）があるという報告を受けている。ただ、一時期に比べると頻度は低くなりつつある。
②各機関・団体としてこれまでに取り組んだ新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別の防止対策
・特にありません。
③新型コロナウイルス感染症いじめや差別の防止対策について、本協議会として取り組むべきこと
・偏見などが生まれにくいような正確な情報とそれを発信するツールが必要。そのために関係諸機関が連携し保護者

に対し分析しうる情報共有をすべき。

3.3 千葉県高等学校PTA連合会

①各機関・団体として把握している新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別
②各機関・団体としてこれまでに取り組んだ新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別の防止対策
③新型コロナウイルス感染症いじめや差別の防止対策について、本協議会として取り組むべきこと

3.4 千葉県特別支援学校PTA連合会

①各機関・団体として把握している新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別
・本連合会の児童生徒間での新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別的なことはないようだが、周囲では罹患者が誰なのか犯人探し等に近しいことがあるのではないかとといった不安が保護者には少なからずあるように思われます。
②各機関・団体としてこれまでに取り組んだ新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別の防止対策
・保護者向けの書面を児童生徒の発達段階や実態に応じて差別や偏見が起きないように、定期的に配布しています。
③新型コロナウイルス感染症いじめや差別の防止対策について、本協議会として取り組むべきこと
・特別支援学校には感染リスクの高い児童生徒が多く在籍しています。今後も感染拡大の可能性があるので引き続き、差別や犯人探し等が出てこないよう他の学校との情報共有等を行っていきたいと思っています。

3.5 千葉県公認心理師協会

①各機関・団体として把握している新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別
②各機関・団体としてこれまでに取り組んだ新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別の防止対策
・教育領域に限らず、専門家向けとクライアント向けの必要な情報収集を広く行っている。会員が各現場で活用できるよう、新型コロナウイルス感染症関連情報の一覧を協会のホームページ（会員向け）に掲載している。
・会員のSCは、休校中でもカウンセリング体制を整え、児童生徒・保護者・教職員の相談に応じた。また、相談方法も感染対策を施した上での対面相談に加え、電話相談も積極的に行った。また、臨時休業や夏休み明けへの対応を目的として、生徒理解で留意すること、生徒の支え方の工夫などについて、教職員向けの短時間の研修を担当した。
③新型コロナウイルス感染症いじめや差別の防止対策について、本協議会として取り組むべきこと

3.6 国立学校法人千葉大学教育学部

①各機関・団体として把握している新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別
・特になし。
②各機関・団体としてこれまでに取り組んだ新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別の防止対策
・附属学校において、感染症に関する差別を防止するための授業を、各学校・学年の実態に合わせて実施している。
③新型コロナウイルス感染症いじめや差別の防止対策について、本協議会として取り組むべきこと
・コロナに関するいじめや差別の具体例について、共有をお願いしたい。

37 千葉大学子どものこころの発達教育研究センター

①各機関・団体として把握している新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別
②各機関・団体としてこれまでに取り組んだ新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別の防止対策
③新型コロナウイルス感染症いじめや差別の防止対策について、本協議会として取り組むべきこと

38 千葉県弁護士会

①各機関・団体として把握している新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別
・当会の代表者にて把握していたり、代表者まで報告があがったりしている事例はありません。
②各機関・団体としてこれまでに取り組んだ新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別の防止対策
・当会の代表者にて把握していたり、代表者まで報告があがったりしている事例はありません。
③新型コロナウイルス感染症いじめや差別の防止対策について、本協議会として取り組むべきこと
・今後、事例を把握した際には、情報共有をさせていただきます。

39 千葉県行政書士会

①各機関・団体として把握している新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別
・当会として把握している新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別はありません。
②各機関・団体としてこれまでに取り組んだ新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別の防止対策
・当会として取り組んだいじめや差別の防止対策はありません。
③新型コロナウイルス感染症いじめや差別の防止対策について、本協議会として取り組むべきこと

40 千葉県医師会

①各機関・団体として把握している新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別
・特に取組はしておりません。
②各機関・団体としてこれまでに取り組んだ新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別の防止対策
③新型コロナウイルス感染症いじめや差別の防止対策について、本協議会として取り組むべきこと

41 千葉県社会福祉士会

①各機関・団体として把握している新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別
②各機関・団体としてこれまでに取り組んだ新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別の防止対策
・3月発行の機関誌『点と線』205号において特集「子どもの心を支える～コロナ禍におけるソーシャルワーカーのうごき～」を組み、スクールソーシャルワーカーや児童相談所職員の支援状況を記事にした。子どもたちの心と生活に大きな不安と負担がかかっており、過度なストレスから暴言暴力につながる傾向があること、よってより一層本人たちの声に十分耳を傾け、信頼関係を築いた上で関係機関と連携して取り組んでいくという内容を発信した。
③新型コロナウイルス感染症いじめや差別の防止対策について、本協議会として取り組むべきこと

4.2 千葉県精神保健福祉士協会

①各機関・団体として把握している新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別
②各機関・団体としてこれまでに取り組んだ新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別の防止対策
③新型コロナウイルス感染症いじめや差別の防止対策について、本協議会として取り組むべきこと

4.3 千葉県人権擁護委員連合会

①各機関・団体として把握している新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別
・千葉地方法務局と連携し取り組んでいることから、千葉地方法務局と同様。
②各機関・団体としてこれまでに取り組んだ新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別の防止対策
③新型コロナウイルス感染症いじめや差別の防止対策について、本協議会として取り組むべきこと

4.4 NPO法人企業教育研究会

①各機関・団体として把握している新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別
・新型コロナウイルス感染症に関連した固有の件は、今年度についてはあまり聞かなくなりました。
②各機関・団体としてこれまでに取り組んだ新型コロナウイルス感染症によるいじめや差別の防止対策
・特に何も講じていません。日常のいじめに関することに取り組んでいます。
③新型コロナウイルス感染症いじめや差別の防止対策について、本協議会として取り組むべきこと
・特にありません。